

地 域 指 定 年 度	昭和47年度
計 画 策 定 年 度	昭和49年度
特別管理地域指定年度(第1回)	昭和55年度
特別管理地域指定年度(第2回)	昭和60年度
農業農村振興総合対策指定年度	平成 2年度
農振計画策定再編事業指定年度	平成 8年度
定 期 見 直 年 度	平成14年度
定 期 見 直 年 度	平成19年度
定 期 見 直 年 度	平成24年度
定 期 見 直 年 度	平成29年度

滝沢農業振興地域整備計画書

平成30年3月
岩手県 滝沢市

目 次

第1	地域の振興方向	1
1	振興の方向	1
2	計画の特色	5
第2	農用地利用計画	6
1	土地利用区分の方向	6
2	農用地利用計画	12
第3	農業生産基盤の整備開発計画	13
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	13
2	農業生産基盤整備開発計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
4	他事業との関連	15
第4	農用地等の保全計画	16
1	農用地等の保全の方向	16
2	農用地等保全整備計画	16
3	農用地等の保全のための活動	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
5	他事業との関連	17
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	18
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	18
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第6	農業近代化施設の整備計画	23
1	農業近代化施設の整備の方向	23
2	農業近代化施設整備計画	24
3	森林の整備その他林業の振興との関連	26
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	27
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備方向	27
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	27
3	農業を担うべき者のための支援の活動	27
4	森林の整備その他林業の振興との関連	27
第8	農業従事者の安定的な就業促進計画	28

1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	28
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	28
3	農業従事者就業促進施設	29
4	森林の整備その他林業の振興との関連	29
第9	生活環境施設の整備計画	30
1	生活環境施設の整備の目標	30
2	生活環境施設の整備計画	30
3	森林の整備その他林業の振興との関連	30
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	30
第10	附図	(別添) 31
1	土地利用計画図(附図1号)	
2	農業生産基盤整備開発計画図(附図2号)	
3	農用地等保全整備計画図(附図3号)	
4	農業近代化施設整備計画図(附図4号)	
別記	農用地利用計画	32
1	農用地区域	32
2	用途区分	34

第1 地域の振興方向

1 振興の方向

本市では、これまで市の振興を図るため、種々の振興計画を策定してきた。

平成26年4月1日には滝沢市自治基本条例が施行され、その第1条の中でめざす理念として、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域の実現を掲げている。

それを受け平成27年3月には市の最上位計画である「第1次滝沢市総合計画」が策定された。この計画の中では、「住民自治日本一の市」に向け、幸福感を育む環境の礎を市民みんなで創ることにより、市民が夢と希望を持ち、将来にわたり滝沢市で生き生きと暮らせる活力ある地域の実現を目指すとしている。

滝沢農業振興地域整備計画は第1次滝沢市総合計画において分野別計画に位置づけられており、第1次滝沢市総合計画を基本として見直しを行った。

第1次滝沢市総合計画の中において、「めざすまちの姿」について市域全体の基本的な考えとして「8つの視点」を定めている。

- | | |
|--------|---|
| ① 活かす | 恵まれた自然環境を身近に感じ、暮らしに生かすまち |
| ② 支えあう | 互いに支えあい、人とのふれあいが生活に潤いを与えるまち |
| ③ 輝く | みんなが健康づくりに取り組み、一人一人が輝きながら、安心して暮らせるまち |
| ④ 暮らす | 安全で快適な暮らしが実感できるよう、みんなで取り組むまち |
| ⑤ 学ぶ | 子どもから高齢者まで、夢を抱き、夢に向かって互いに学びあい、成果を活かせるまち |
| ⑥ 働く | 雇用環境が充実し、みんなが安心して生き生きと働けるまち |
| ⑦ 受け継ぐ | 次世代に伝統と文化を受け継ぎ、ふるさとに愛着を持てるまち |
| ⑧ 集う | 地域と世代を超えて集い、人との関わりに幸せを実感して地域づくりができるまち |

(1) 農業・農村振興の基本方針

農業の振興は、農業経営の安定化及び地域産業の活発化を促進するとともに、環境の維持・保全など多面的機能の役割を發揮するものであり、本市にとって農業は極めて重要な産業である。

本市の農業は、農地面積、農業就業者の減少や都市化の進展の影響を受けながらも順調に推移し、1農家当たり純生産額では県内で上位に位置している。農業形態は、水稻、酪農を基幹作目として、果樹、野菜、花きとの複合経営を営む農家が大半を占めている。

しかしながら、農業を取り巻く情勢は、穀物の国際価格高騰による飼料価格の高騰、農畜産物の輸入自由化への懸念のほか、遊休農地及び耕作放棄地の拡大、農業従事者の兼業化や高齢化と相まって厳しい状況が続いている。

一方、環境保全志向の高まりや農産物に対する安全性の要求も高度化してきており、さらに安全で安心な農畜産物を生産・提供をする必要がある。また農業者自らの創意工夫による、より一層の経営努力はもとより、集落での話し合いによる問題点の解決策の検討及び地域内担い手への農地の集積など「集落営農体系」の確立を図り、さらには生産基盤の整備、ICT（情報通信技術）等を活用した新技術の導入、流通の改善等基礎的条件を整備しながら、「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」を作成し、推進する。さらには経営所得安定対策等を踏まえ、農業者、農業団体、農業指導機関との協調を図り、総合的な農業振興の推進を図るため次の10項目を目標に定める。

- ① 農業関係機関・団体との連携により、農畜産物の品質向上と生産技術の向上を図り、農業生産体制の整備を進める。
- ② 農地の利用集積や作業受委託を促進しながら、農地の有効的活用のもと、耕作放棄地の発生防止及び生産基盤の整備により経営規模の拡大を図る。
- ③ 集落内での話し合いを強化し、各集落で策定する「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の充実及び「集落営農体系」の確立を推進する。
- ④ 安全で高品質な農畜産物の安定供給を図って行くとともに、産地直売施設整備の促進、6次産業化及び地産地消を推進する。
- ⑤ 生産コストの低減、農地の効率的利用を図るため、ほ場、用排水施設、農道の整備と維持保全に努める。
- ⑥ 担い手を含めた認定農業者、生産営農組織及び機械利用組合等集落営農組織を育成し、農業経営の基盤強化を図る。
- ⑦ パソコンによる複式簿記の普及を図り、農業経営者としての自覚・意識の向上を高め、農業経営の改善と農業法人の育成、支援に努める。
- ⑧ 家畜排せつ物の処理の適正化及び農業用廃プラスチックの適正処理、再資源化等環境に配慮した循環型農業の展開を図る。
- ⑨ 農業生産基盤整備及び近代化施設整備の事業実施に当たっては、環境にやさしい施行に努める。
- ⑩ 都市住民等との交流を目的として、農業体験や農村文化に触れる機会を持つため、受入れ体制の整備及びグリーン・ツーリズムの普及、推進を図る。

1) 土地利用の方向

都市化の進展に伴い、農用地の都市的土地利用への転換が進んでおり、土地利用についても多様化してきている。

このことから、魅力ある農村社会を形成するため、農地の持つ国土保全機能的側面に留意しつつ、土地利用に関する上位計画である国土利用計画滝沢市計画との整合性を図りながら、長期的な地域振興の観点に立った計画的な市街地整備を誘導することとする。また、短期的には市役所周辺を市の中心市街地としてふさわしい市街地を形成し都市と農業が連携した持続可能なまちづくりを進める。

一方で、将来にわたり農用地として活用すべき農地については、農業の生産性と土地の高度利用を促進するため、基盤整備の積極的推進を図り、農用地の確保及び効率的活用に努め、規模拡大による土地利用型農業によって安定的な経営を図ろうとする意欲的な農業者に対して、農用地の利用集積を積極的に推進する。

2) 農業生産基盤の整備・農用地の保全

優良農用地を確保し、効率的かつ安定的な農業経営を実現するうえで、重要な位置を占めるのが農業生産基盤の整備である。

岩洞ダム及び基幹的な水路の維持管理事業を支援しながら、優良な農用地の維持、保全に努める。

3) 農業経営の改善

本市は、小規模農家が多く、経営耕地面積2ha未満の農家が全体の約6割を占めている。また、兼業農家が全体の75%を占めており、都市経済に依存するところが大きく、更に都市近郊であるため農地を財産として保有する農家が多い現状である。

よって、地域農業の振興を図るために、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の充実のための話し合いを進めながら、兼業農家との連携を図りつつ、農地中間管理事業を活用した、認定農業者等の地域の担い手への農地の賃借権設定や農作業受託による農地の集積を図る。さらに、これらの取組の中で、他産業従事者と均衡する所得を確保し、安定した農業経営が営まれるよう誘導する。

また、認定農業者及び生産組織については、農地所有適格法人等の経営体への発展母体として重要な位置付けにあり、それぞれの経営体の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、転作田で小麦、大豆、そば、飼料用米等の集団化に取り組んでいる集落については、農業関係機関と共に法人化へ向けた話し合いを継続する。

併せて、市の中心市街地（市役所周辺）に集積される商業施設において地産地消を推進するなど、農業者の販路拡大を図る。

4) 近代化施設の整備

農業近代化施設については、地域の生産組織等における機械の共同利用の推進等により、既存機械設備の有効利用を図るとともに、過剰投資の防止に配慮しながら、栽培

管理機械施設、有機物資源活用施設等の整備を進め、生産費の低減、作業の効率化等により、生産性の向上を図る。

また、低コストで小規模な各地区の特性に合った産地直売施設の整備を推進するとともに、産直組合の取組を支援していく。

5) 農地利用の最適化の促進

本市は、県都盛岡市に隣接していることから宅地等農地以外への転用の需要が多く、農地を財産として保有する農家が少なくないため、売買による農地の集積や経営規模の拡大を図ることは厳しい現状にある。また、農業経営の兼業化や農業従事者の高齢化などから、農用地の生産性の低下及び耕作を放棄した農用地の荒廃化や遊休農地の増加が懸念される。

このため、農用地の有効利用及び生産性向上を図るため、担い手への農地集積目標の設定、国等の補助事業の選定や導入の提案及び事業の進行管理活動を実施しながら、農地利用の最適化の促進を行う。

また、集落内での話し合いによる認定農業者や集落営農組織への農地の利用権の設定及び農作業受委託の推進を図る。

6) 就業機会の確保拡大の方向

盛岡西リサーチパークは完売となっている。今後は滝沢イノベーションパークなどへの企業誘致をさらに進めながら、農村地域の農業資源、人材資源等を活用した地場産業の計画的育成を図ることにより、安定した就業機会の確保拡大に努める。

また、今後更に増加すると思われる高齢者、女性労働力の就業の場として農業をとらえながら、6次産業化を見据えた加工施設や産直施設等において高齢者、女性が従事できるよう積極的な取組を図る。

7) 農業を担うべき者の育成及び確保のための整備

意欲ある担い手の育成を支援するため、関係機関や団体と連携を図りながら総合的な営農指導を実施するとともに、滝沢市農業経営改善支援センターの農業経営指導マネージャーを中心とした相談活動を充実する。また、新規就農者の相談活動、掘り起こし、担い手の育成に対する支援活動を実施する。

更には、営農活動、担い手育成に重点を置き、作目別専門指導マネージャーを確保し、市独自の施策を図っていく必要があることから、今後専門マネージャー設置の実現に向けての調査、検討を行う。

8) 農村生活環境整備

農村地域は、農業生産の場であるばかりではなく、国土の保全、水資源のかん養、自

然環境の保全・形成、自然文化資源の提供など多面的な役割を保持し、快適性、利便性、安全性の向上をもたらす生活環境基盤として、農業集落排水施設・合併処理浄化槽の計画的な整備や、公園等の設置を図り、魅力ある農村生活環境の整備を進める。

9) 集落営農体系の確立

市内の農業形態は、岩手山麓の酪農やだいこんの栽培、平坦部での稲作、野菜、果樹等各地でその地域の特性に合った農業を展開をしているが、近年は農業経営者及び労働力の高齢化等により、地域内においても年々耕作放棄地の増加が心配されている。

今後においても、地域営農を推進するため、「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の見直し作業にあわせ、各地域、集落における主業型農家や認定農業者等担い手が各地域の中心となり、集落内での話し合いを強化し、兼業農家と協力しながら、地域の将来ビジョンの達成に向け、「集落営農体系」の確立を図る。

10) 循環型農業の推進

家畜排せつ物の適正処理による堆肥の利用促進を図り、有機栽培による高付加価値の農産物の生産を目指す。また、廃プラスチックの適正処理による環境に配慮した循環型農業の展開を図る。

2 計画の特色

本市は、昭和47年度に農業振興地域の指定を受け、昭和49年度に「滝沢農業振興地域整備計画」を策定した。以降7回の見直しを行ないながら農用地の確保・保全と地域農業の確立のための諸施策を計画的に展開してきた。

本計画は、近年における社会環境の変化、都市化の進展の中で、農業従事者の減少や高齢化、さらに農畜産物の輸入の自由化への懸念、米価の低迷など農業情勢がますます厳しさを増す現状の中で、農業振興整備計画の策定にあたり、農家等意向調査を実施し、農家の意向を把握するとともに、各農業関係機関、団体等の意見を集約し、「第1次滝沢市総合計画」及び各種計画との整合性を図りながら策定したものである。

本計画の特色としては、本市の農業が一層の発展を遂げるため、集落での話し合いに基づく集落営農体系の確立、環境に配慮した農業の推進、近代化施設の整備、生産基盤の整備、栽培新技術の導入、地産地消・食育、直売施設整備等による6次産業化の推進、安定的な生産、供給、流通、効率的な補助事業の導入等総合的な推進を図り、その中で、豊かな自然環境に調和し、地域の特性を生かした、「幸福感を育む環境の礎を市民みんなで創ることにより、市民が夢と希望を持ち、将来にわたり滝沢市で生き生きと暮らせる活力ある地域」を将来像としており、農、商、工が調和した産業の発展による長期的な農業・農村振興計画のマスタープランとなるものである。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の位置及び範囲

本市は、岩手県の内陸部に位置し、奥羽山脈と北上山地との間を流れる北上川の中流域の北端にあたり、県都盛岡市の北西側に隣接している。

東経141度0分14秒～9分46秒（東西14km）北緯39度41分18秒～52分27秒（南北20km）に位置している。

地理的には、南東部は盛岡市、北東部は盛岡市玉山、北部は八幡平市、西部は雫石町にそれぞれ接している。

② 自然条件

(ア) 地形

本地域は、北西部に奥羽山脈の秀峰岩手山を擁してその南東麓に広がり、東部は北上平野を南流する北上川に、南部は東流する雫石川に囲まれた、標高130mから2,038mの地域である。

(イ) 気象

本市は奥羽山脈のふところであり、夏季は比較的しのぎやすく、冬季は寒気が厳しい。積雪は11月から4月にかけて見られ、最深積雪は昭和13年の81cmであり、降霜期間は、10月中旬から5月初旬であるが、6月中旬頃に晩霜の被害を被ることがある。平成28年の平均気温は11.2℃、最高は34.6℃、最低はマイナス8.8℃となっている。また、年間の降水量は1,472.5mmである。

③ 土地利用の現況

土地利用の現況は、農業振興地域面積7,197haのうち、農地3,947ha（54.9%）、農業用施設用地24ha（0.3%）、山林原野2,475ha（34.4%）、宅地面積435ha（6.0%）、工場用地26ha（0.4%）、その他290ha（4.0%）となっている。

農用地の利用状況は、総面積3,947haのうち、畑が2,652ha（67.2%）で最も多く、次いで田1,209ha（30.6%）、樹園地86ha（2.2%）の順となっている。

④ 人口の動向

本市の人口は、昭和35年以降より自然増で推移していたが、昭和40年以降、滝沢ニュータウンをはじめとする大規模な住宅団地の開発を契機として、人口が急増し

た。

平成12年2月に5万人に達し人口日本一の村となり、平成26年1月の市制移行時には55,000人を超え、その後も55,000人台で推移している。

今後についても、土地区画整理事業、住宅団地の開発が計画される可能性もあり、人口についてもそれに伴い推移すると予想される。

⑤ 産業の将来の見通し

市内純生産額は、平成17年度には約991億円であったが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によると思われる影響もあり、平成23年度は864億円となっている。平成27年度に911億円、平成30年度に939億円、平成34年度には977億円を見込んでいる。

第1次産業は、今後高齢化社会を背景とする就業者数の減が懸念されることから、純生産額はほぼ横ばいが見込まれ、第2次産業及び第3次産業については、経済成長率と同調する形で緩やかに伸びると予想される。

就業人口は、国勢調査によると、平成22年には26,478人、平成27年においては27,861人であった。就業人口は1,383人の増となっているが、第2次産業の増が417人、第3次産業の増が941人であるのに対し、1次産業の増は25人となっている。

第1次産業においては、後継者不足という課題も大きく、就業人口の増となる魅力ある産業をいかに育成できるかが鍵となる。

⑥ 土地利用の方針

本市は、水稻・酪農を中心に県内でも有数な農業生産地としての役割を果たしており、また市内の農地については、自然環境の保全の場、人々と自然のふれあいの場でもある。

今後においても、住宅地等都市的な土地利用が高まるにつれて、農用地からの住宅用地・業務用地等への転換希望が増加すると予想され、このような転換に対しては、農業の持つ国土保全機能的側面及び多面的機能の側面を十分に留意し、優良農地については、その保全に努め、都市的土地利用との調和を図りながら、長期的な地域振興の観点に立ち、土地利用転換の有効性や適地性、立地の効果等を総合的に勘案し、適正な計画用途を設定し、整備、誘導及び保全を図る。

● 農用地

農用地は、農業生産基盤であると同時に国土保全機能的側面も併せ持つ重要な資源であり、今後においても都市的土地需要との調整を図りながら、優良な農地については、その維持保全に努めるとともに、農用地の生産性を高め、高度利用を促進するため、積極的な土地基盤整備を図る。

● 山林原野

豊富な森林資源は、市土保全及び水源かん養等の公益的機能を併せ持っているこ

とから、その維持と整備を図る。

また、農用地として開発可能な山林原野については、森林担当部局と調整を図りながら草地等への利用を図る。

● 住宅地

高速交通網の整備等による都市化の進展も考えられることから、それに対処しうるよう、必要な用地を確保し、望ましい住居環境を目標として、生活関連施設の整備を進める。

また、民間の住宅地開発については、都市計画と農林業との健全な調和を図りながら、都市計画の市街化区域及び農振白地地区への誘導に努め、無秩序な農地転用を抑制する。

● 商業用地

本市は急激な住宅地開発がなされたことにより、商業地が脆弱な土地利用となっており、地元購買率も他都市に比べ極端に低い都市となっている。

このことから、無秩序な商業施設の拡散を防止するため、農業振興上の影響に配慮しながら、早期に市の中心市街地（市役所周辺）に商業地を形成するとともに、各地域に一定規模の商業施設の集積を図る。

● 工場用地

工場用地等については、既存のものとして盛岡西リサーチパーク、大清水農工団地、岩手県立大学周辺に整備された滝沢市 IPU イノベーションパークが確保されている。

滝沢中央スマートインターチェンジ（S I C）が完成すると、更なる産業基盤の整備の動きも予想されることから、農用地の確保などの面から農業振興上の影響に配慮し調整を進める。

農業振興地域内の土地利用状況

単位：ha、%

区分 年次	農用地 面積		農業用 施設用地		山林原野		宅地面積		工場用地		その他		合計	
	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率	実 数	比 率
H28	3,947	54.9	24	0.3	2,475	34.4	435	6.0	26	0.4	290	4.0	7,197	100
H37 目標	3,929	54.6	27	0.4	2,435	33.9	450	6.3	36	0.5	310	4.3	7,187	100
増減	△18	—	3	—	△40	—	15	—	10	—	20	—	△10	—

イ 農用地区域の設定方針

① 現況農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 3,947.1 haのうち、おおむね次に掲げる農用地以外を含む農用地約 3,611.1 ha について、農用地区域を設定する方針である。

(ア) 集落区域内に介在する農用地（農地と非農地の混在化が進み、今後ともこのような状況が進展すると思われる地域内の農用地）

(イ) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

(ウ) 道路整備等による農用地

② 現況山林・原野等についての農用地区域の設定方針

現況山林・原野等において比較的傾斜の緩やかな区域については、森林資源の確保と調整を図りながら草地としての利用を進めるため、農用地区域内の山林・原野として、次に掲げる土地について設定する方針である。

今後農用地として利用を予定している山林・原野

土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
山林・原野	姥屋敷・柳沢地区	民有林	22ha	農地(採草地)	天然林
計			22ha		

③ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、①において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市は、盛岡市広域都市圏内に位置し、県都盛岡市の近郊都市としての役割を果たしている。今後も、盛岡広域都市計画と農業振興地域との両立を図ることとし、優良農地を確保しながら、商業施設や住宅、滝沢市の拠点となる施設等の開発計画と調整を図り、都市と農村の健全な発展を推進する。

農用地の構成は、西部、南部、中部、北部、東部の5地区からなっており、西部地区は、岩手山麓南東の丘陵地に相の沢牧野・JA全農いわて和牛改良センターを有する地区であり、本市の酪農・畜産の中心的役割を果たしており、今後、粗飼料自給率向上及びコスト低減に努め、計画的な農用地の利用を図る。

また、同地区には、大根を中心とした野菜団地が形成されていることから、自然環境

に配慮しながら、今後における畑地の高度利用について検討を進める。

南部、中部地区は稲作が中心で、高性能機械の導入を進め、生産の効率化およびコストの低減を図る。さらに経営所得安定対策等により転作田での大豆、小麦、そば、飼料用米及び野菜の比重が高まると予想される。このため、農用地の利用の方向としては、土地の高度利用、作目の適正配置、周年出荷に向けた作物の作付け体制の確立を基本とし、地域条件に適合した収益性の高い作物導入を推進する。

北部地区は、岩手山麓東に位置する緩い傾斜地帯とその東側に展開する平坦地に分けられる。平坦地は、酪農、稲作及び畑作を中心とした農村地域であり、東北縦貫自動車道から盛岡市にかけて広がる農用地は、集団性が高く優良な農地として効率的利用及び保全を図る。

東部地区は、国道4号及び国道282号と北上川の間に位置し、畜産、稲作及び畑作を中心とした地域であり、今後は水田の効率的利用を図るとともに、畜産の肉用繁殖経営の飼養規模拡大を推進する。

農用地区域の地区別構成表

単位：ha

区分 地区名	農地			採草 放牧地			混木林地			農業用 施設用地			合計			森林・原野等		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
西部地区	1,630	1,652	22	0	0	0	0	0	0	24	24	0	1,654	1,676	22	35	13	△22
南部地区	494	494	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	494	494	0	-	-	-
中部地区	587	587	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	587	587	0	-	-	-
北部地区	761	761	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	761	761	0	-	-	-
東部地区	139	139	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139	139	0	-	-	-
合計	3,611	3,633	22	0	0	0	0	0	0	24	24	0	3,635	3,657	22	35	13	△22

イ 用途区分の構想

① 西部地区（附図1号 A地区）

岩手山麓南東の丘陵地に相の沢牧野・JA全農いわて和牛改良センターを有し、本市の酪農、畜産の中核的公共施設として高度利用が図られており、本市の酪農・畜産の中心的役割を果たしている。

今後は、生産力の低下した草地の再整備を進めるとともに、更新時には野菜振興のための活用方策について、平場の転作田との交換耕作等も検討しながら、農用地の高度利用を図る。更に、草地造成を実施し、農地の集団化を基軸とした土地利用を推進する。

また、奥羽山系の支系の西側に位置する山麓緩傾斜の農用地については、その大部分

を牧草地、飼料畑として高度利用を図っているが、今後とも簡易更新技術の導入や土壌改良等の基盤整備を進めながら、高収量牧草品種の導入等により、高位生産性草地の確保を図り、合理的な土地利用を推進していく。また、この地区では、広大な畑地を利用した野菜団地が形成されており、今後は地力の維持と連作障害の解消等のため、土壌診断等を実施し有機物等の投入を積極的に推進する。

一王子、柳沢集落周辺に展開する平坦地の農用地については、その88%が畑地であり、パイプハウスを利用した施設野菜も栽培されており、今後も稲作との複合経営を推進する。

② 南部地区（附図1号 B地区）

奥羽山系の支系西側から雫石町境に挟まれた小岩井地域は、農用地の76%が水田、24%が畑地として利用されている。今後においても、本市の基幹作目のひとつである水稲の作付けを主体とする地域として位置付けられる。

また、奥羽山系の支系の東側及び南側の平坦部地帯の地区は、農用地の80%が水田であり、圃場整備も進み、用水については、南部主幹線水路及び越前堰から取水しており、用排水条件を備えている。このことから、今後とも転作と調整を図りながら水田としての利用を確保する。

国道46号沿いに広がる樹園地については、今後とも省力で高品質生産が可能なりんごのわい化栽培への改植を推進し、わい化団地の形成を図る。

③ 中部地区（附図1号 C地区）

鶉飼地区周辺に展開する農用地については、その70%が水田であり、用水は南部主幹線水路から取水している。鶉飼地区の西側も従来より樹園地として利用されており、今後ともりんごのわい化栽培への改植を推進し、わい化団地の形成を図る。

元村地区周辺の平坦地の農用地については、60%が水田で占められている。また、北側の東北縦貫自動車道周辺は樹園地が形成されており、今後ともりんごのわい化栽培への改植を推進し、生産性の高いわい化団地の形成、並びに樹園地の拡大を図る。また、転作田については、パイプハウスを利用した周年野菜栽培体系を確立する。

④ 北部地区（附図1号 D地区）

岩手山麓東側に展開する緩傾斜地地帯は酪農中心であるため、農用地の80%の畑地は、今後とも畜産振興の上から草地及び飼料畑として利用増進を図るため、農用地の基盤整備等を推進し、高位生産性畑地として確保する。

また、今後は、生産力の低下した草地の再整備を進めるとともに、更新時には野菜畑等としての活用も促進し、平場の転作田との交換耕作等についても検討しながら、農用地の高度利用を図る。

⑤ 東部地区（附図1号 E地区）

国道4号、282号と北上川にはさまれた平坦地の農用地は、その40%が水田である。水田の効率的利用を図るため、岩洞水路等の整備事業を支援するとともに、水田転作の集団化・団地化を推進し、高収益作目の導入を考慮した土地利用の再編を進め、生産性向上に努める。

また、特に本地区の北側については、肉用繁殖牛経営の盛んな地帯であるので、農用地の基盤整備を推進し、稲わら堆肥交換による地域複合の有機的結合を進めるとともに、飼養規模の拡大を図るため、高位生産性畑地として確保する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（P32）

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の耕地は、岩手山麓の広大な畑地と、平坦地の水田及び畑で構成されている。

圃場整備は、農業構造改善事業、県営及び団体営事業等により全地域で実施されてきた。一部排水不良がある湿田においては高能率機械の導入が困難であるため、米の需給調整に伴う畑作物の取り組み等が困難な状況があった。これらを解消するべく圃場の再区画化や暗渠排水の整備を実施し安定した農業経営の推進を図ってきた。

岩手山麓に広がる飼料基盤としての畑地は、起伏修正や更新及び造成整備を行い粗飼料生産基盤の拡大に努めるとともに、公共育成牧野や転作田の活用を図りながら粗飼料自給率の向上を図る。

中央部から南部にかけて散在する樹園地については、今後も一層わい化の普及を促進するとともに有望品種や新品種を導入し収益の向上を図る。

また、農道は、生産及び搬出入等の基盤となるばかりではなく、農村生活と密接な関係を持っていることから、必要に応じて計画的な整備を促進する。

なお、農業生産基盤の整備にあたっては、滝沢市環境基本計画を踏まえ、事業の効率的な実施を図りつつ、さらに環境との調和への配慮を進め、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、地域の二次的自然[※]の保全・回復を図り、地域の生物多様性の保全に資する。

※【二次的自然】人間活動によって創出されたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。(例)水田、ため池、雑木林など

(1) 西部地区

本地区は、酪農と野菜畑を基幹としている地帯であり、特に、酪農専業地帯は岩手山麓にあり、耕地の起伏が著しく激しい。

草地造成後5年以上が経過し単収が低下している草地の更新を進めながら、起伏が著しいところについては起伏修正を行い飼料基盤の整備に努める。新規造成については、経済情勢等も考慮しながら農家の意向も把握し検討を進める。

さらに、経営安定のため高標地の利点を最大限に活用した高原野菜を取り入れ、野菜団地の形成を促進する。

(2) 南部地区

本地区は、水稻を基幹作物とする地帯であり、水田は土地改良事業・新農業構造改善事業等により、概ね10aに区画されているが、一部においては排水不良による湿田があり、大型機械の導入が困難な状況もある。

今後は、市街化が進んでいることから、都市的土地利用との調整を進め、必要に

じ用排水路の新設・改修整備等を推進し、排水不良による湿田については暗渠排水の整備等を図る。さらに、高性能農業機械についてもその導入を図り、営農の効率化を推進する。

(3) 中部地区

本地区は、水稻及び果樹が基幹の地帯であり、水田については昭和40年代に開田されたもので、用排水路がほとんど整備されていない状況もあり、一部は年間を通じて湿田状態になっている。

また、市役所周辺における中心市街地の早期形成など、今後も市街化が進んでいく見込みであることから、都市的土地利用との調整を図る必要がある。

今後は、用排水路については新設・改修整備等を推進し、排水不良による湿田については暗渠排水整備を図り、営農の効率化を進める。

樹園地については、省力で高品質生産が可能なりんごのわい化栽培の普及を更に推進する。

(4) 北部地区

本地区は、酪農と水稻を基幹としている地帯であり、酪農専業地帯は西部地区と隣接している。耕地の傾斜は緩やかで機械作業は容易だが、草地造成後5年以上が経過し単収が低下している草地は更新を行い、飼料基盤の整備に努める。

水田地帯については、昭和40年代に開田されたもので、10aに区画されている水田が大半を占めているが、一部排水不良による湿田があり、大型機械の導入が困難になっている。

今後は、用排水路の新設・改修整備等を推進し、排水不良による湿田については暗渠排水整備を図り、営農の効率化を進める。

また、山沿いの圃場の一部については未整備な状況もあるので、区画整理を検討する等基盤整備を図る。

(5) 東部地区

本地区は、畜産と水稻を基幹としており、畜産については、肉用牛の繁殖経営の盛んな地帯である。耕地は緩やかで機械作業は容易だが、草地造成後5年以上が経過し単収が低下している草地は更新を行い、飼料基盤の整備に努める。

水田地帯については、昭和40年代に開田されたもので、10aに区画されている水田が大半を占めているが、一部排水不良による湿田については、大型機械の導入が困難になっている。

今後は、市街化が進んでいることから、都市的土地利用との調整を図り、用排水路の新設・改修整備等を推進し、排水不良による湿田については暗渠排水整備を図り、営農の効率化を進める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積		
国営かんがい排水事業	用水路 L=17.4km	岩手山麓地区	840ha	①	国
県・(競)水利施設整備事業	排水路 1,100m	笹森丘地区	66ha	②	県
県・(競)水利施設整備事業	用水路工 2,615m	大清水地区	120ha	③	県
県・(競)水利施設整備事業	管水路 1,555.8m	小岩井第2導水路	61ha	④	県

3 森林の整備その他林業の振興との関連

草地造成等により民有林などを開発する場合には、造林や間伐などで整備された森林を避けるほか、滝沢市森林整備計画と調整を図りつつ、農用地の開発を行うものとする。

また、農道については、整備する段階で林業と一体的に利用が図られるものについては、林道整備と調整を図りながら実施していく。

4 他事業との関連

該当なし

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業者の高齢化、担い手の不足が進む中で、作業条件の不利な圃場を中心に耕作放棄地の発生が懸念されている。また、農地は生産活動の基盤であり、かつ水源かん養等の多面的な機能を有することから農用地等の保全のための対策を進める必要がある。農用地の保全については、平成13年度より一部の地域ではあるが中山間地域等直接支払制度を導入し、集落による合意形成のもとに農地の遊休化を防ぐ取組みを実施している。

また、集落内における耕作放棄地、遊休農地の解消及び発生防止を目的として各地域における農家組合が中心となりその中でも主業型農家及び認定農業者がリーダーを務め、地域における話し合いをもとに、農地の利用権設定の推進及び作業受委託を実施し農用地の最適化を図り保全を進めるものとし、更には遊休農地解消のため、関係機関と連携を図りながら取組に努めるものとする。

なお、本市では大雨等による災害が度々発生していることから、これらの災害から農地・農業用施設を守ることは、農業生産力の維持、農業経営の安定のために必要であり、用排水路等の計画的な整備・改修を進め農用地の維持、保全に努めるものとする。

2 農用地等保全整備計画

事業名	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県・(交) 農地防災事業のうち農村災害対策整備事業	用水路工 L=15.2 km	岩手山麓地区	1,004ha	①	県
県・(交) 農地防災事業のうちため池等整備事業	揚水機取水工1式	松の木地区	50ha	②	県
団・(交) 農業基盤整備促進事業	用排水路 2400m 暗渠 2ha	篠木	30ha	③	改良区
団・(交) 農業基盤整備促進事業	区画整理 23ha	鶺鴒	23ha	④	改良区
団・(交) 農業基盤整備促進事業	排水路 300m	樋の口	5ha	⑤	改良区

3 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地の発生抑制、解消対策等

耕作放棄地を減少させ農地の保全に繋げるため、水田転作作物への作付けに対して交付金が交付される経営所得安定対策等を進めるとともに、耕作放棄地再生利用対策による耕作放棄地や遊休農地の再生利用を図る。

(2) 意欲のある経営体への利用集積

地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の策定を期に、地域での話し合いと合意のもとに、それぞれの地域における農地利用の最適化を促進し、地域の意欲ある経営体への農地の利用集積や団地化等を推進するとともに、意欲と能力のある経営体を核とした広域的な農作業受託組織の育成に努め、集落組織と連携して農地の効率的な利用を図る。

(3) 地域における持続的な保全活動

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動等を行う、多面的機能支払交付金事業に基づく地域資源保全組合の活動に対し支援を行う。

また、傾斜地である中山間地域において、耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的な機能を確保する観点から、継続的な農業生産活動等を行う農業者に対して、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、水路、農道の管理、維持補修、耕作放棄地の管理を支援し、併せて、地域の担い手の育成等を進める。

(4) 農道、用排水路の維持管理

耕作放棄を抑制するため、多面的機能支払交付金事業やアドプト活動により、農道、用排水路の維持管理を促進し、環境整備を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

5 他事業との関連

該当なし

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業経営は、稲作あるいは酪農を基幹としながら、麦・大豆、野菜、果樹、花きを組み合わせた複合経営が主体である。また、農業構造については、盛岡市近郊という立地環境から恒常的な勤務による兼業農家が農家戸数全体の75%におよび、さらには新規就農者の不足、高齢化の進展等により、その情勢は年々厳しいものとなっている。

また、本市では、都市化の進展に伴う農地の宅地等への転用の意向が多くあり、このような背景により農地の資産保有的意識が高い。よって所有権移転による経営規模拡大は進まない状況にある。

このような農業構造の現状のもとで、効率的で、生産性の高い農業を展開するには、連担性をもった農地の集積を促進しながら、併せて農地の利用権の設定等賃貸借により、経営規模の拡大を図り、安定的農業経営を育成する必要がある。

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するためには、経営所得安定対策等の活用を促進し、集落が一体となった「集落営農」の展開を推進するべきであり、「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」に基づき、集落内での話し合いによる農地の賃貸借や、農作業の受委託面積を拡大し、農地の利用調整を推進するとともに、主業型農家及び認定農業者を中心とした担い手育成に向けた地域の取組みと、農業経営者個々の農業技術と経営感覚の向上が必要である。

さらに、それぞれの地域特性を踏まえ、水稻、畜産、野菜、果樹、花き等の営農・栽培技術の向上や新品種の導入、生産性・収益性の向上も併せて推進する必要がある。

これらを鑑み、本市農業の将来を担うべき認定農業者を中心とした中核的農家が土地と労働力を高度に活用し、生産費の低減と農産物の安定供給を継続していくための具体的な目標を次のように設定する。なお、設定にあたっては、総農家数947戸の内200戸の育成を図るものとし、他産業従事者と均衡しかつ周辺市町において現に成立している優良経営の事例を踏まえた所得水準を確保するため、400万円程度（補助従事者を加えた農業経営として550万円程度）を所得目標とし、年間労働時間2,100時間程度の水準を目標とする。

	営農類型	目標規模	作 目 構 成	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積
個人経営	水稲+小麦	20.0ha	水稲 5.0ha、小麦 7.0ha 水稲基幹作業受託 8.0ha	3	—
	大豆+水稲	22.0ha	大豆 20.0ha、水稲 2.0ha	3	—
		20.0ha	大豆 4.0ha、水稲 4.0ha、 水稲基幹作業受託 12.0ha		
	水稲+野菜	8.7ha	水稲 5.0ha、雨よけほうれんそう 0.4ha、 キャベツ 3.0ha、根みつば 0.3ha	40	—
	水稲+花き	4.9ha	水稲 4.0ha、りんどう 0.3ha、 ストック 0.3ha、小菊 0.3ha、	1	—
	水稲+肉用牛+ 野菜	7.9ha	水稲 5.0ha、繁殖牛 12 頭、雨よけほうれんそう 0.2ha、根みつば 0.3ha、飼料作物 2.4ha	6	—
	水稲+野菜+花 き	5.2ha	水稲 4.0ha、雨よけほうれんそう、0.3ha、 根みつば 0.3ha、小菊 0.6ha	4	—
	果樹+水稲	5.5ha	りんご 2.5ha、水稲 3.0ha	9	—
	水稲+作業受託	15.0ha	水稲 15.0ha	33	—
	酪農	18.0ha	乳用牛 50 頭、飼料作物 18.0ha	40	—
	野菜	6.0ha	大根 3.5ha、長芋 2.5ha	12	—
	果樹	2.3ha	りんご 2.3ha	6	—
	肉用牛肥育	肥育頭数 180 頭		7	—
	養豚	母豚 120 頭		2	—
その他			34	—	
法人経営	水稲+小麦+大 豆	50.0ha	水稲基幹作業受託 30.0ha 小麦 10.0ha 大豆 10.0ha		—
計				200	—

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農用地は、市街化区域やその周辺地域での都市的土地利用への転換が多く、農家の資産的保有意識がますます強くなる傾向にある。併せて、農業従事者の高齢化や後継者の不足、地域の担い手の減少等構造的な問題から、生産力の低下や粗放的耕作、遊休農地、耕作放棄地が増加傾向にある。

このような状況のもとで、農用地の有効利用と生産性向上を図るためには、経営所得安定対策等を推進するとともに、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）に基づき、地域の将来ビジョンを話し合い、地域の土地利用計画に基づき、主業型農家及び認定農業者を中心とした中核的農家への利用権設定や農作業の委託を誘導し、担い手農家を中核とした、地域農業を担う生産組織の強化、育成が必要である。

以上の点を踏まえ、生産性の向上に向けて地域の実情に即した構造政策を市、農業関係団体、地域営農集団等が一体となって推進するほか、市農業委員会を核とした農地利用の最適化の活動強化を進める。

さらに、農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社と連携し、農地中間管理事業を積極的に推進することにより、認定農業者を中心とした地域の担い手への農用地の集積を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の兼業化と農業従事者の高齢化の進展に伴う遊休農地の発生等を防ぐとともに、生産性の低い転作田等を有効に活用するため、地域農業集団内での話し合い等を展開し、共同作業による労働力配分の適正化、認定農業者を中心とした中核的農家への農地の集積、施設利用型農家の育成など、地域の特性を十分に生かした「集落営農体系」を確立し総合的に展開していく。

(1) 地域農業集団等の育成

「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」に基づいた、地域の主業型農家を核とした集団内での話し合いを基本とし、権利調整による認定農業者を中心とした担い手農家への農用地の集積、農作業の受委託、共同作業、機械類の共同利用等により「集落営農体系」を確立する。

また、経営所得安定対策等、担い手の育成、確保対策としての事業を活用しながら集落営農の育成を図るとともに、さらなる農業経営基盤の強化を目指し、集落営農組織の設立に向けた支援、指導を行う。

(2) 農地利用の最適化対策

農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、具体的には農地中間管理事業等を効率的

に活用し、認定農業者を中心とした担い手農家へ農用地を集積するため、農地所有適格化法人、農業経営改善支援センター、各地域農家組合、農業委員、農地利用最適化推進委員等による各種啓発、普及活動を推進する。

(3) 農作業の共同化、機械等の共同利用の推進

地域営農集団、農業生産組織等の育成と強化を図り、作目ごとのそれぞれの作業段階における合理的な生産を展開するため、農作業の共同化を図る。

また、労働力の適正配分、作業機械の有効利用と過剰投資の防止、生産費節減を図り、地域内での計画的な生産を行い、合理的な農業経営を目指す。加えて集落営農組織への移行について誘導する。

(4) 農作業受委託の推進

農業機械の過剰投資の防止を図るためにも、「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」に基づき、地域の兼業農家と主業型農家の話し合いによる農作業の受委託を促進し、認定農業者を中心とした担い手農家の経営規模拡大方策の一環とするとともに、機械と労働力の有効活用を図り、合わせて地域における生産性の拡大を図る。

(5) 生産構造の再編対策

認定農業者を中心とした担い手農家の規模拡大を積極的に推進する一方、水稻・酪農など単一経営の傾向からの脱却と限りある農地の有効活用を図るため、施設・高収益性野菜、花き、わい化果樹、肉牛等を取り入れた複合経営を推進する。その方策の一環として、生産者の育成と生産者組織の強化、生産管理機械施設と基盤の整備、商品の高付加価値化、6次産業化を推進し、消費者ニーズの的確な把握による販売・流通経路の確立を図る。

(6) 地力の維持と連作障害の回避

堆肥と稲わらとの交換促進により優良堆肥の安定確保を図る。また、大根、ほうれんそう等にみられる連作障害の防止のため、技術指導の強化、輪作体系の確立、地力維持向上作物等の導入、農地の権利交換、耐病性優良品種の導入、防除機械施設整備等を積極的に推進し、併せて農家の意識の啓発を図る。

(7) 担い手の育成

経営体を担う人材の確保育成のため、将来的な農業後継者や新規就農希望者等への農業情報を提供する体制を整備するとともに、各種研修会や技術講習会を通じその育成を図る。

また、担い手への農作業の委託について積極的に支援することで経営規模の拡大を

誘導し、併せて農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画認定制度の積極的活用を図り、農地の利用集積やその他の支援措置について集中的かつ重点的に認定農業者に対して実施されるよう努める。

3 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設の整備に当たり、十分な対価効果をあげるためには、過剰投資を防止し、汎用性と運用の容易さを持った高性能施設の広域的な利用を図る必要がある。そのために、作物と生産条件及び消費の動向等を把握、分析し、本市農業の特性を生かした農産物の安定的かつ合理的な生産・出荷・販売について農業のみならず、商業やまちづくりなど多角的な視点から検討を図る。

なお、事業の実施に当たっては、滝沢市環境基本計画を踏まえ、環境や景観に与える影響を最小限に留めるものとし、温室効果ガスの排出抑制に配慮し、地球温暖化対策の推進を図るとともに、新たな環境の創造に努めるものとする。

(1) 米・麦・大豆等

構造政策の推進により生産性の向上と生産コストの低減を図るため、認定農業者を中心とした担い手農家の育成を図るほか、作業機械、集出荷調整保管施設等の既存施設の効率的活用を促進する。また共同利用施設のない地区については、農家組織の育成や施設設置について検討を行う。また、水田の汎用性を高め、組織的な作業体系を確立し、生産性及び収益性の向上を図るなど水田農業確立の推進に努める。

(2) 野菜

重点推進品目である、だいこん・キャベツ・ほうれんそう及び推進品目のきゅうり・トマト・ミニトマト・ねぎ・ピーマン・すいかを中心とした生産拡大を図るため、生産施設の整備及び生産管理用機械の適宜導入を図る。さらに、品種、規格の統一化を進めるとともに、生産農家の高齢化に配慮、対応するため、高収益品目の導入を検討しながら、系統出荷率の向上に努め組織的販売力の強化を図る。

(3) 果樹

本市の果樹の主力はりんごであるが、生産性の向上と労働力の合理化を図るため、わい化栽培の普及をさらに推進する。さらには有望品種の導入と生産費の低減を図るために、共同防除組織活動の強化と施設機械の近代化やその他生産管理の新技术を積極的に導入するとともに、より環境に配慮したりんごの生産を推進する。また、作業効率の向上、省力化を図るため、生産管理用機械を計画的に導入する。

(4) 花き類

花きは、重点推進品目である、小ぎく・りんどう・ストック及び推進品目のひまわり・ゆり類・トルコギキョウを中心とした生産拡大を図るため、施設品目について既存パイプハウスの有効利用と新規パイプハウスの計画的な整備を図る。また、生産者の高齢化に対応するため、生産から出荷に至る作業の省力化を図られるよう生産管理用機械

の計画的な導入を検討する。また、高収益、省力化及びブランド化を推進するため、企業と生産者が協働で、安定した供給、販売の実現に努める。

(5) 畜産

酪農は、水稻と並び本市農業の基幹であり、飼養農家の中には大規模経営も見られる。今後も共同利用組合や生産組織による大型機械施設の整備促進を図るとともに、個体能力や乳質の向上、飼養管理作業の効率化、粗飼料生産基盤整備を進め、生産費の低減と所得の向上を図る。肉用牛については、小規模農家が多いが、転作田等の活用を図りながら、低コスト生産による計画的増頭に努める。

また、公共牧場である相の沢牧野の放牧利用や冬期預託利用を促進することにより、排せつ物処理や飼養管理に係る労働力や経費の節減を図り、飼料の自給率向上や経営の合理化を支援する。

(6) 地産地消

消費者の購買形態及びニーズの多様化により、農産物を生産者から直接購入する産地直売施設による購入形態が定着してきている。

市内においても、有人・無人の直売施設は現在もあるが、今後においては各地域の特性に合った、季節特有の販売品目を中心として販売する直売施設の整備や、6次産業化の実現に向けた施設整備を推進する。特に、今後交流人口が多く見込まれる市役所周辺地域においては、地産地消の面においても充実を図れるような中心市街地の早期形成を進める。

また、施設整備に当たっては、過剰投資を避け、地域の特性に合う形で支援する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の地区	利用組織	対函番号	備考
園芸、畜産等の施設整備	パイプハウス 等	市内全域	地域農業マスタープランに位置づけられた中心経営体等		いわて地域農業マスタープラン実践支援事業
野菜生産施設	パイプハウス 14棟	一本木 (北部地区) 元村・鶴飼 (中部地区)	地域農業マスタープランに位置づけられた中心経営体		

施設の種類	位置及び規模	受益の地区	利用組織	対函 番号	備考
農業経営の開 始若しくは改 善に必要な施 設	パイプハウス 農機具格納庫 等	市内全域	地域農業マスタ ープランに位置 づけられた中心 経営体等		経営体 育成支 援事業
野菜生産施設	パイプハウス 4棟	鶺鴒 (中部地区)	地域農業マスタ ープランに位置 づけられた中心 経営体		
飼養管理施設	搾乳牛舎 育成牛舎 堆肥舎 等	市内全域	畜産クラスター 協議会		畜産競 争力強 化整備 事業
飼養管理施設	搾乳・育成牛舎 4棟	後 (北部地区)	畜産クラスター 協議会		
飼養管理施設	育成牛舎 3棟	姥屋敷 (西部地区)	畜産クラスター 協議会		
生産施設整備 等	乾燥施設 パイプハウス 牛舎 堆肥舎 6次産業化施設 等	市内全域	農業法人 中心経営体 等		その他 国・県 補助事 業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の特用林産物（しいたけ等）生産については、既存施設の効率的有効利用により、生産の拡大を図りながら、盛岡地方しいたけ生産振興協議会と連携を密にし、生産者の育成と各種補助制度の導入による生産施設の整備を進め、経営基盤及び流通体制等の整備を図る。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備方向

農業者の高齢化により農業従事者が急速に減少することが推測され、今後とも意欲ある担い手の育成、確保が必要になっている。

担い手の育成及び確保を目的として、関係機関・団体と連携を図り総合的な営農指導を実施するとともに農業改良普及センター、農業協同組合、市農業委員会、市農林課で構成する市農業経営改善支援センターが中心となり、担い手に対する相談活動や情報提供を実施し、経営所得安定対策等を積極的に活用した新規就農者の育成に努めるとともに、新規就農希望者に対する農業経営改善指導マネージャーによる個別の相談活動の強化を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担うべき者の具体的な支援活動としては、市農業経営改善支援センターを中心として農業経営に関する技術・知識、制度資金の活用、農地の取得、その他就農や農業経営に必要な情報の提供と個別の相談活動を実施するものとする。さらに、市内においては、若手農業者のグループ「たきざわグリーンワークス」が活発に活動を展開していることから、この活動が多く数の若者の農業参入にもつながるよう支援を進める。

多様な担い手の育成という観点からはグリーン・ツーリズムの推進を図ることとし、グリーン・ツーリズム推進協議会を支援し、受入れ体制の整備を図る。

将来の担い手を育成する観点からは、農業者が農業高等学校等の生徒の受入れを実施することにより農業技術及び知識の習得を支援する。また、市及び農業経営指導マネージャー、農業者が中学校・小学校の総合学習への支援として、農業に関する情報提供や講師を務めることにより地産地消と食育・農業教育の推進を図るものとする。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 農業従事者の安定的な就業促進計画

本市は、県都盛岡市に隣接しており、高速交通網の発達、高度情報化等に伴い都市化が進んできている。また、滝沢中央スマートインターチェンジが現在整備中であり、産業支援・強化に向けての地域経済活動の基盤整備が更に進むこととなる。

近年の状況として、農村地域においても、農作業の近代化や生活様式の変化に伴い所得の大部分を農業以外に依存する農家世帯が増えてきている。

これらの就業者の中には、必ずしも安定的に雇用を受けられていない場合もあることから、地域産業の育成を促進し、就業環境のさらなる充実を図っていく必要がある。

さらに、昼間人口の増加は地域経済の底上げにも結びつくものと考えられることから、盛岡西リサーチパークや滝沢市IPUイノベーションパークを中心とした、ICT（情報通信技術）等を活用した先端技術産業、ソフト関連産業の立地等新たな産業を含む企業誘致を図り、安定した就業機会の確保拡大に努める。

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

所得の大部分を農業以外の収入に依存する農業者が増加してきている現状の中で、本市の自然条件と特性を生かした、収益性の高い作目を核とした主産地の形成と複合経営の確立を推進するとともに、他産業との所得格差を少なくし、農業を魅力ある安定した基幹産業として維持するため、農家の経営規模拡大を図り、所得の向上と安定的な農業就業の促進を図る。

このため「集落営農体系」の形成を進める中で、集落における話し合い等を通じて農地利用の最適化や農作業の受委託等を促進し、農業技術、経営力にすぐれた認定農業者を中心とする担い手農家へ農地を集約するとともに、新規就農者の育成を図ることが必要である。

そのためにも、主業型農家に農地の管理を委託していく自給型農家の就業の場としての商工業を育成していくとともに、若年農業後継者の地域定着化に結び付いた就労を進めて行く。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

兼業農家の割合が大きい状況の中で、兼業農家が身近な場所に安定的に就労できることは、農家経済の潤い及び農村の活性化にも寄与するものである。

そのため、地域・集落内で話し合い、兼業従事者や農外就業を希望する農業者については、認定農業者を中心とする担い手農家への農地の集積、農作業の受委託を進め、安心して農外就労に専念できるよう集落営農を通じて調整を図る。

さらに企業誘致及び市内他産業の規模拡大等による雇用の創出、拡大にあたっては、積極的に農業関係余剰労働力の吸収を働きかける。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

都市近郊における森林は、単に林業生産資源としての役割のみではなく、水資源の確保、環境保全機能はもとより、保健休養及び観光レクリエーション機能を提供する場としても重要な資源であり、雇用の創出、労働環境の向上等直接的、又は間接的效果を期待しながら、農村地域の活性化のため有効利用を図る。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

市民が健康で心豊かに潤いのある生活を営むためには、住みよい生活の環境整備を進めていくことが必要である。本市の生活環境面においては、生活排水関連においてさらなる整備が求められていることから、今後とも公共下水道等の集合処理区域外においては、浄化槽設置の整備促進を図る。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は林産物の生産、国土の保全、水源のかん養、環境の保全等多面的な機能を有しており、地域住民と密接な関係を持っている。このことから、森林の持つ多面的機能を十分に考慮し、生活環境の整備に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

第1次滝沢市総合計画その他各種計画との整合性を図り、自然環境と生活環境の調和のとれた居住環境の形成に向け、都市と農村のそれぞれ持つ機能の充実と相互関係の調和を図り、農業農村生活環境の整備を促進する。

第10 附 図

別 添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備計画図（附図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（附図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（附図4号）

別記 農用地利用計画

1 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、「除外する土地」欄に掲げる土地並びにこれらの土地以外であって、現況宅地、農地転用許可済農地、境内地、墓地、鉄塔敷地、道路敷地、鉄道敷地、河川敷、池、沼及びその他公共施設用地等を除いた土地を農用地区域とする。

地区番号	区域（農業振興地域詳細図）	除外する土地	備考
A-1	J A全農いわて和牛改良センターの内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 8,9,15,16,22,23)		
A-2	相の沢牧野の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 14,15,21,22)		
A-3	姥屋敷地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 29,30,31,37,38,39,45,46,47,53,54,55)	①鵜飼鬼越 98-179 ②鵜飼花平 100-23、100-34、100-43、100-48、100-53、100-85、100-86、100-96、100-164、100-177、100-293、100-388、100-410、100-520、100-521、100-545、100-549、100-551、100-552、100-553、100-556、100-564、100-566、100-582、100-583、100-591、100-598、100-601、100-602、100-603、100-618、100-641、100-642、100-648、100-649、100-650、100-652、100-653、100-654、100-655、100-657、100-658、100-659、100-660、100-661、100-663、100-664 ③鵜飼沼森 101-4、101-10、101-16、101-40、101-41、101-42、101-54、101-99、101-124、101-132、101-139、101-304、101-307、101-319、101-322、101-323、101-325、101-327、101-330、101-331、101-332、101-333、101-334、101-335、101-336、101-337、101-340、101-344、101-345、101-346、101-347、101-348、101-350、101-351、101-354、101-358、101-359 ④鵜飼臨安 102-86、102-88、102-134、102-137、102-218、102-693、102-734、102-736、102-737、102-738、102-739、102-740、102-741、102-753、102-794、102-799、102-801、102-802、102-803 ⑤鵜飼安達 184-11	
A-4	柳沢地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 23,24,25,31,32,33,39,40,41)	①巢子 1226-11、1226-12 ②柳沢 1174-4、1174-5、1179-3、1179-4、1180-2、1181-3、1191-2、1216-5、1229-2、1231-10、1231-14、1231-15、1231-16、1257-2、1261-9、1261-10、1264-2、1264-3、1297-7、1297-8、1304-4、1304-5、1318-9、1318-10、1318-11、1318-12、1318-13、1332-7、1332-8、1332-9、1857-2、1889-21、1889-22、1889-23、1889-26、1912-10、1436-1	

B-1	小岩井地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 59,60,64,65,69,70)	①大釜仁沢瀬 27 ②大釜大清水 163、164 ②大釜大清水東 67 ③大釜風林 427-1	
B-2	大釜地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 70,71,72,73,74,75)	①大釜外館 31-2、32-1 ②大釜白山 29-2 の一部 ③大釜中瀬 26	
B-3	大沢、篠木地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 66,67,71,72)	①篠木仁沢瀬 151-2 ②大沢箸木平 109、110、114-1 ③篠木綾織 54-4、55-6、25-13、30-15、32-6、57-13、57-14、89-8、60-12、60-13、56-8、94-8、93-6、94-7、66-9 ③篠木明法 38-3、39-2、24-1、35-3、36-1、23-1 の各一部、40-1	
C-1	鶴飼地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 61,62,63,66,67,68)	①下鶴飼 23-4②鶴飼年毛 1-3③鶴飼白石 92-1④鶴飼下高柳 76-1⑤鶴飼八人打 39-3⑥鶴飼樋の口 58-2、122-4⑦鶴飼向新田 1-24⑧鶴飼上前田 24、25⑨鶴飼石留 7-1、7-2⑩鶴飼迫 7、29 ⑪鶴飼先古川 3-6、3-7、10-1、10-4、17-10、17-9、28-4、28-5、41-6、41-7、53-4、54-7、54-8	
C-2	元村地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 41,42,48,49,50,56,57,58,62,63)	①根堀坂 599②牧野林 186-1③土沢 149-28④高屋敷平 3-7、9-3、9-5、9-6⑤外山 50-2、51-2、52-2、53-2、54-2、73-2、92-3⑥穴口 551、550、552、553-1、554-1、400、401-1、402-1、404-1、407-1、555、556、557、544-2、544-3、549、548-1、548-2、548-3⑦大久保 9-1、14-8、14-9、15-2、15-3、17-2、15-4、15-5、15-6、15-7、15-8、15-9、15-10、15-11、15-12、15-19、15-20、15-21、16-11、17-6、17-7、17-11、18-8、19-13、32-2、32-16、32-19、32-24、32-25、32-20、32-21、32-22、32-23、33-2、33-7、34-2、34-3、35-1、35-2、35-4、35-6、35-7、35-10、35-8、35-9、35-11、35-12、37-1、37-2、37-4、37-14、37-15、37-16、37-17、38-1、37-18、37-19、38-21、38-22、38-23、38-24、38-25、55-3、56-20、56-21、56-22、57-8、59-8、60-1、60-17、60-18、61-7、61-8、61-9、61-10、61-11、61-12、62-5、62-6、62-7、71-14、71-15、73-18、77-6、78-9、78-10、79-11、80-12、80-13、104-10、105-16	
D-1	柳沢地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 24,25,26)		
D-2	一本木地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 1,2,3,4,5,6,10,11,17,18)		
D-3	一本木地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 7,12,13,19)	①弥兵工林 318、510-1、643、680 ②留が森 204-1、205-1、206-1、207-2、223-1、225-1、226-2、227-2、228-1、229-1 ③砂込 320-1、1099-1、1100	
E-1	砂込地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 19,20,26)	①砂込 936	
E-2	川前地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 34,35,42,43,50,51)	①狼久保 574、578、1134-1 の一部	
E-3	大崎地区の内着色した部分に該当する土地の区域 (詳細図 19,20,27,28)	①大崎 111-6	

イ 現況山林、原野等に係る農用地区域

地区・区域番号	区 域	面積 (ha)	備 考
A-3	鶺鴒花平 他	19.7	
A-4	大石渡 他	0.5	
D-1	柳沢 他	0.3	
D-2	後 他	1.3	
E-2	巣子 他	0.2	

2 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用 途 区 分
A-1	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：上岩手山 268-7
A-2	農地：全区域
A-3	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：鶺鴒沼森 101-122,-132,-305,-306,-308 鶺鴒安達 137-1 の一部
A-4	農地：下記農業用施設用地として区分した区域以外の区域 農業用施設用地：大石渡 540-1 の一部
B-1～3	農地：全区域
C-1～2	農地：全区域
D-2～3	農地：全区域
E-1～3	農地：全区域

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和55年度
	昭和60年度
	平成2年度
	平成8・9年度
	平成14年度
	平成19年度
	平成24年度
	平成29年度

滝沢農業振興地域整備計画書基礎資料

目 次

市町村整備計画策定の経緯	1
1 策定の経緯	1
2 集落の区域	1
第1 地域の概況	2
1 立地条件	2
2 人口及び産業経済の動向及び見通し	4
3 地域の開発構想	6
4 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要	7
5 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況	8
第2 土地利用の動向等	9
1 農業振興地域の土地利用の動向	9
2 森林の混牧林地としての利用可能性	9
第3 農業生産の現状と今後の方向	10
1 重点作目の概要	10
2 農業生産の動向と目標	12
3 集出荷販売計画	13
4 農業生産技術の改善目標	14
第4 農業生産基盤の現状	18
1 農地の整備率	18
2 水田における排水の現状	18
3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況	19
農業生産基盤整備事業実施状況図	
第5 農用地等の保全及び利用の現状	23
1 農家戸数の動向及び見通し	23
2 農地のかい廃	23
3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況	24
農用地等保全整備状況図	
4 農用地の流動化の現状	25
5 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の 現状	27
6 地域農業集団及び農業生産組織等の組織化の現状	28
7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積	30
第6 農業近代化施設の整備の現状	31
農業近代化施設整備状況図	
第7 農業就業者育成・確保の現状	33
1 新規就業者の動向及び見直し	33
2 農業就業者育成・確保施設の状況	33
第8 就業機会の現状	34
1 農業従事者の他産業就業の現状	34
2 農工法等に基づく開発計画の概要	34
3 農業従事者等に対する就業相談活動の現状	35
4 企業誘致の現状	36
第9 農村生活環境の現状	39
1 農村生活環境整備事業等の実施状況	39
農村生活環境整備状況図	

2	農村生活環境整備の問題点	40
第 10	森林の整備その他林業の振興との関連に関する現状	54
1	林業の概況	54
2	農業振興と林業の振興との関連に関する現状と問題点	56
3	林業の振興に関する諸計画の概要	56
第 11	地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況	57
1	協定制度の実施状況	57
2	交換分合	57
第 12	農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等	58
1	推進体制図	58
2	市の財政の状況	59
3	その他参考となる事項	59

市町村整備計画策定の経緯

1 策定の経緯

本市は、昭和47年に農業振興地域の指定を受け、昭和49年7月、農業振興地域整備計画を策定し、昭和55年度及び昭和60年度に特別管理による変更、平成2年度には農業農村振興総合対策指定による変更、平成8年度には農業振興地域整備計画策定再編事業指定による見直し、そして平成14年度並びに平成19年度、平成24年度に定期見直しを実施し、農村地域と都市地域の調和した秩序ある土地利用に取り組んできた。

本市は、農地と住宅が混在している混住地域、水稻主体の平坦地域及び、酪農やだいこん主体の山麓地域により農業振興を図ってきたが、今日、農業と農村をめぐる情勢の変化は著しく、また就農形態の変化による兼業化や農業者の高齢化、担い手の不足等が進行してきている。

今後は各地域の特色を活かした農業生産の発展と確保を図るため、地域農業生産の中核的な担い手となる農業者の育成や法人化の推進、農用地の有効利用及び農業近代化のための措置を計画的かつ総合的に推進することが必要である。

そのため、農振整備計画の策定に当たっては、地域農業者の意向を反映させるため農家等意向調査を実施するとともに、今後の市の農業の在り方、問題点、そして解決方法策等を総合的に検討するため関係機関及び農業関係団体等との調整を通じ、地域の実情と特性に適した農業振興の方向性を明確にする総合的な計画として、本計画を策定したものである。

2 集落の区域

集落の地域区分については、基本的にセンサス集落を1単位集落としたが、一部、農業生産面や地域コミュニティーの最近の広がり重視した上でセンサス集落を組み合わせた区域設定も行い、1単位区域とした。

集落番号	集 落 名	集落番号	集 落 名	集落番号	集 落 名
1	大 釜	6	大 崎	11	一 王 子
2	篠 木	7	川 前 地 区	12	柳 沢
3	大 沢	8	一 本 木	13	姥 屋 敷
4	鶺 飼	9	一本木地区	14	臨 安
5	元 村	10	大 石 渡	15	小 岩 井

第1 地域の概況

1 立地条件

(1) 位置、範囲

滝沢市は岩手県の中央から北西よりに位置し、秀峰岩手山の裾野の南東部に展開する面積182.46km²の地域であり、南部は県都盛岡市、西部は雫石町、北部は八幡平市、東部は北上川を境に盛岡市玉山と接しており、2市1町に囲まれた都市近郊農村である。

主要都市への距離は、東京都まで535km、仙台市まで185km、盛岡市へは10kmの距離にある。

(2) 地形

本地域は、北西部に奥羽山系の秀峰岩手山を仰ぎ、奥羽山脈と北上山脈にいだかれた盛岡盆地の西側に広がっている地帯で、北上川と雫石川の清流に恵まれ、標高600m以上の岩手山主体部とその東南に展開する標高200mから600mまでの山麓地帯及び北上川流域平野の西部に座を占める標高200m以下の緩傾斜地帯並びに平坦部地帯からなっている。

(3) 土壌

本地域の土壌を形成している母材料は、ほぼ全域にわたり岩手山噴出物に由来する火山屑破物や火山灰からなり、標高200m以上400mまで約86.2km²あり、本市では最大の面積を占める地帯である。また、標高400mから600mまでの高度帯は約40.3km²の面積を有し、丘陵起伏が激しく、主として火山灰層からなるが、南部と東南部の一部は、流紋岩質岩石によって構成され、東南部はほとんど第三紀系凝灰質砂岩でその大部分は土壌である。このため、この地帯は畑作酪農地帯を形成しており、これと対照地帯の様相を呈しているのが標高200m以下の山麓緩傾斜地帯並びに平坦部地帯である。

この山麓側の地質は、第三紀系砂岩あるいは砂質頁岩と推測され、一般的に保水性に富み軟弱である。この山麓緩傾斜地帯の東南にある平坦部は平地で、水田を主として果樹栽培と酪農経営を行っている。

(4) 気象

本市の気象は、内陸型で寒暖の差が比較的大きいのが特徴であり、平成28年の平均気温は10.5℃、最高は33.8℃、最低はマイナス10.2℃、年間降水量は1472.5mmとなっている。

また、気温、日照、降雨量とも、地理的条件、標高により地域的な差が大きく、地域独特の農業形態を発展させている要因にもなっている。

(5) 交通運輸条件

道路は、東京と青森を結ぶ東北縦貫自動車道が南北に縦断し、市の中央部に「滝沢インターチェンジ」、東南には「盛岡インターチェンジ」があり、首都圏と直結した高速交通体系に恵まれている。また、国道4号、46号及び282号が整備され、青森、秋田の両県に通ずる北東北における交通上の拠点としての位置も占めている。

鉄道は、東部を I G R いわて銀河鉄道が南北に、南部を盛岡・秋田間のミニ新幹線という役割も担う J R 東日本の田沢湖線が東西に走っており、それぞれ巢子駅と滝沢駅、大釜駅と小岩井駅の 4 つの駅が設置されている。

また、東北新幹線「盛岡駅」は本市中央部から約 10 km 以内の距離にあり、東京及び盛岡以北の青森まで連絡し、交通条件に恵まれている。

(6) 市場条件

農産物のうち、市の基幹作物である米は、農業協同組合等を通じて出荷しており、野菜、果樹等も農業協同組合を通じて関東、関西、東北の消費地に出荷するとともに、盛岡市中央卸売市場へも出荷されているが、一部は直売施設でも販売されている。

畜産物については、牛乳は小岩井乳業株式会社小岩井工場又は J A 全農いわて系統により関東、関西の消費地市場へ出荷し、肉用牛も J A 全農いわて中央家畜市場へ畜産農家の大部分が農業協同組合を通じて出荷している。

(7) 水利

本地域は、北上川・雫石川の二大河川が東側と南側にそれぞれ接しており、これら二大河川に注ぐ砂込川、諸葛川、木賊川等自然河川に恵まれ、さらに、「岩手山麓開拓建設事業」として昭和 43 年に完成した南部・北部の主幹線水路があり、岩洞湖からの灌漑用水は本市耕地への用水として重要な役割を果たしている。

2 人口及び産業経済の動向及び見通し

(1) 総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

本市の人口は、年々増加しこの増加傾向は現在も継続して推移している。

平成17年は53,560人、平成22年度は53,780人、そして平成27年度は55,487人と毎年増加しており、今後においても増加が見込まれる（国勢調査資料）

世帯数においては、平成22年の20,533世帯から平成27年の20,778世帯と101.1%の増加を示している。

一方、平成27年における総就業人口は27,861人（対平成22年比100.2%）となっており、これを産業別にみると、平成27年第1次産業就業数1,399人（対平成22年比101.8%）同第2次産業就業数6,100人（対平成22年比107.3%）、同第3次産業就業数19,792人（対平成22年比101.9%）となっており、すべての産業において増加傾向を示している。農業就業者数については、平成27年1,332人（対平22年比100.5%）と微増となっている。その中で専業・兼業別構成は、第2種兼業農家と大規模専業農家の2極へ分化していく傾向にある。

総人口、世帯数及び産業別就業人口の動向及び見通し

（単位：人、世帯、%）

	総人口		総世帯数		産業別就業人口				
		うち農 家人口		うち農 家	総就 業人 口	第1次	うち 農業	第2次	第3次
平成22年	53,780 (100)	3,817 (7.1)	20,533 (100)	1,028 (5.0)	27,804 (100)	1,374 (4.9)	1,326 (4.8)	5,683 (20.5)	19,421 (69.9)
平成27年	55,184 (100)	3,033 (5.5)	22,205 (100)	947 (4.3)	27,861 (100)	1,399 (5.0)	1,391 (5.0)	6,100 (21.9)	19,792 (71)
平成32年 見通し	57,000 (100)	2,900 (5.1)	22,800 (100)	870 (3.8)	28,000 (100)	1,500 (5.4)	1,300 (4.6)	6,400 (22.9)	20,100 (71.8)
平成37年 見通し	57,000	2,800	22,800	770	28,000	1,500	1,250	6,400	20,100

(注) 1 市町村行政区域に関する数字である。

2 ()内は構成比である。

3 資料：「22年」、「27年」欄の「うち農家人口」欄及び「うち農家数」欄については農業センサス、それ以外の欄については市勢統計書による。総就業人口の計の差違は、分類不能の産業によるものである。

「32年見通し」及び「37年見通し」欄は、農林課による推計値

(2) 産業別生産額の動向及び見通し

本市の総生産額は、平成22年度104,421百万円から平成26年度118,586百万円は、113.5%の増加を示している。

就業人口の構造変化が産業別生産額においても顕著に現れており、平成32年の見通しでは、第2次産業、第3次産業ともに生産額の伸びが顕著であると予想される。

第1次産業は、その9割以上を農業が占めており、市の総生産額に対する割合は減少傾向にあることから、主要作目である水稲や酪農を中心に、果樹、野菜、花き及び畜産の生産拡大も推進し、全体的な底上げを図る必要がある。

産業別生産額の動向及び見通し

(単位：百万円、%)

	産業別生産額					
	純生産額 (~H24)	総生産額 (H25~)	第1次		第2次	第3次
				うち農業		
平成17年	91,103 (100)	118,323	1,844 (2.0)	1,827 (2.0)	18,118 (19.9)	75,493 (82.9)
平成22年	76,662 (100)	104,421	2,300 (2.2)	2,286 (2.2)	19,190 (18.5)	82,490 (79.3)
平成24年	83,568 (100)	111,945	1,894 (2.2)	1,877 (2.2)	12,474 (14.9)	69,206 (82.8)
平成25年	-	114,114 (100)	2,289 (2.0)	2,175 (1.9)	17,318 (15)	93,537 (81.9)
平成26年	-	118,586 (100)	2,172 (1.8)	2,033 (1.7)	20,756 (17.5)	94,328 (79.5)
平成32年 見通し	-	124,000	2,480 (2.0)	2,356 (1.9)	22,320 (18.0)	99,200 (80.0)
平成37年 見通し	-	129,000	2,580 (2.0)	2,451 (1.9)	23,220 (18.0)	103,200 (80.0)

(注) 1 ()内は構成比である。

2 資料：市勢統計書(平成28年度版)

「17年」は岩手県の市町村所得による。

「32年見通し」「37年見通し」は農林課の推計による。

3 総生産額は、帰属利子を控除した額を掲げており、内訳と合計は一致しない

4 平成25年度以降は、総生産額で記載

3 地域の開発構想

(1) 都市地域

本市の市街地は、国道、県道、鉄道などの交通条件の良さからそれらの沿道、沿線を中心に形成されてきたため、滝沢駅から小岩井駅にかけて点在している。

その結果、他都市に見られるような中心市街地の形成及びそれら市街地間の連担が十分でなく、市勢の飛躍的發展を図る上からも中心市街地の形成を進め、市街地間の連担を促進する必要がある。

したがって、今後は元村・鶴飼地区を中心市街地として位置づけ、市役所前に広がる農用地を利用し、ビッグルーフ滝沢に加え商業施設などの中心拠点の整備が予定されている。また滝沢駅地区・巣子駅地区、大釜駅地区、小岩井駅地区を都市の核として、居住機能、生活機能、就業機能等を配置し、積極的に都市としての基盤整備を行う。

この場合、オープンスペースの確保等により災害に対する安全性を高めるとともに緑地の確保等による快適な環境の形成を図る。

また、それらの核と核を結ぶ線を1つの都市軸とし、市街地間の秩序ある連担が図られるように道路や交通機能の整備を推進する。

(2) 農村地域

都市周辺の農村地域については、都市的土地利用との調整を図りながら、優良な農地の確保と保全及び農業生産基盤の整備を積極的に行う。

岩手山麓周辺の農村地域については近年、後継者不足等により農業以外への土地利用の需要が高まっていることから、その必要性を十分に見極めながら優良農地の確保及び効率的な土地利用を図る。

岩手山麓地域においては酪農及び畑作を中心として、土壌改良や草地改良等の基盤整備を効率的に行いながら生産性の向上を図りつつ、森林の保全にも努める。

なお、いずれの地域も住み良い農村環境の形成を図るため、これまで地域が維持・保全してきた自然環境に配慮しながら、生活基盤の環境整備を促進する。

4 農業関係法令に基づく各種農業振興計画の概要

計画等名	地域指定 (計画策定年度)	指定地域等 の範囲	内容
農業振興地域整備計画	昭和49年度 (策定) 昭和57年度 (特別管理) 昭和62年度 (特別管理) 平成2年度 (農業農村振興 総合対策) 平成3年度 (特別管理) 平成9年度 (特別管理) 平成14年度 (基礎調査) 平成19年度 (基礎調査)	都市計画市 街化区域、 国立公園特 別保護区、 自衛隊用地 等国有地及 び国有林等 大規模森林 を除く滝沢 市全域	農用地利用計画、農業生産基盤 の整備計画、農業近代化施設の 整備計画及び生活環境施設の整 備計画等を定める。
野菜指定産地生産出荷近 代化計画	昭和45年度 昭和48年度 平成元年度 平成9年度	滝沢市全域	夏秋きゅうり(S45)、夏秋トマト(S45) 夏秋レタス(S48)、ほうれんそう(H元) 夏秋ピーマン(H9)、夏はくさい(H9)
農村地域工業等導入実施 計画	昭和47年3月	大釜地区	農村地域における工業等の導入 及び農業従事者の就業を促進 し、農業構造の改善を図る。
高能率生産団地整備計画	昭和49年度 昭和58年度	滝沢市全域	農業地域指標に沿って、組織の 中核となる農業者の育成並びに 農業構造改善事業及び高能率生 産団地整備事業の積極的な導入 を図る。
盛岡地域広域営農団地整 備計画	昭和54年度 昭和56年度 平成元年度	滝沢市全域 (盛岡広域)	盛岡市、矢巾町、紫波町、雫石 町、玉山村及び本市で、野菜、 果樹、畜産の団地化及び集出荷 施設等の整備を図る。
新農業構造改善計画	昭和54年度 認定55年4月	滝沢市全域	地域農業者の話し合いにより地 域の総合的な振興を図る。
重点作物等生産振興計画	昭和55年度	滝沢市全域	麦、大豆、飼料作物等の生産拡大 と水田利用再編を図り、併せて 農用地の集積を通じて中核農家 の生産シェアの拡大を図る。
農業生産総合振興計画	昭和58年度 昭和63年度 平成元年度 平成4年度 平成7年度	滝沢市全域	総合的な農業生産の振興を推進 し、高生産性農業の確立を図 る。

計画等名	地域指定 (計画策定年度)	指定地域等 の範囲	内容
酪農・肉用牛生産近代化計画	昭和53年度 昭和59年度 昭和63年度 平成8年度 平成12年度 平成17年度 平成25年度 平成28年度	滝沢市全域	酪農及び肉用牛の振興推進するために施策の総合的な展開を図る
農業経営基盤強化促進基本構想	平成6年度 平成11年度 平成18年度	滝沢市全域	農業経営の安定に資するために地域複合農業の構築を図る。
地域環境保全畜産推進計画	平成6年度	滝沢市全域	地域環境保全型畜産経営を推進するための指導体制を整備し、環境汚染の防止を図る。
地域農業マスタープラン	平成12年度	滝沢市全域	農業の持続的な発展及び農業・農村の有する多面的機能の発揮に向けて、農業の担い手の育成を始め、農地の利用集積、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者対策、経営構造対策を一体的に推進する。
飼料増産推進計画	平成12年度	滝沢市全域	自給飼料基盤強化等地域の実情に応じた飼料増産の効果的な推進を図る。

5 農業関係以外の法令に基づく地域等の指定状況

地域等の名称	指定等年月日	根拠法令
自然公園区域	昭和31年7月10日	自然公園法
低開発地域工業開発地区	平成37年9月15日	低開発地域工業開発促進法
盛岡地区広域市町村計画	昭和44年8月1日	地方自治法
盛岡広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域	昭和45年10月1日	都市計画法第7条
環境緑地保全地域	昭和48年12月5日	自然環境保全法
滝沢市森林整備計画	平成28年4月1日	森林法、分収造林特別措置法
テレトピア構想モデル地域	昭和62年3月17日	テレトピア基本計画策定要領
盛岡地域集積促進計画	平成6年1月31日	地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（頭脳立地法）
岩手山麓・八幡平周辺景観形成重点地域	平成5年10月	岩手県の景観の保全と創造に関する条例
自然環境保全地域（特別地区）	平成8年6月14日	岩手県自然環境保全条例
鳥獣保護区特別保護地区	平成11年10月29日	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
北上川上流地域森林計画	平成28年4月1日	森林法第5条
豪雪地帯	昭和38年10月30日	豪雪地帯対策特別措置法

第2 土地利用の動向等

1 農業振興地域の土地利用の動向

農業振興地域の指定面積は現在7,197haであり、行政区域に占める割合は約40%、その内農用地面積は3,947haとなっている。

(単位：ha、%)

	総面積	農用地			農業用施設用地	山林原野		住宅地	工業用地	その他
		農地	採草放牧地	計		混牧林地				
平成19年度	7,222 (100)	4,006 (55.5)	0 (0.0)	4,006 (55.5)	22 (0.3)	2,461 (34.1)	0 (0.0)	433 (6.0)	25 (0.3)	275 (3.8)
平成24年度	7,215 (100)	3,966 (55.0)	0 (0.0)	3,966 (55.0)	22 (0.3)	2,461 (34.1)	0 (0.0)	434 (6.0)	25 (0.3)	274 (3.8)
平成29年度	7,197 (100)	3,947 (54.8)	0 (0.0)	3,947 (54.8)	24 (0.3)	2,475 (34.4)	0 (0.0)	435 (6.0)	26 (0.4)	290 (4.0)

- (注) 1 ()内は構成比である。
 2 住宅地及び工業用地については、過去のすう勢から算出
 3 平成29年度は、平成29年1月1日現在である。

2 森林の混牧林地としての利用可能性

単位：ha

	現況混牧林地面積 (平成17年度)	左以外の森林の混牧林地 としての利用可能性
市町村行政区域	—	
農業振興地域 (農用地区域(案))	—	—
その他	—	—

注) 「市町村行政区域」及び「その他」には、市街化区域及び用途地域に含まれる混牧林地及び混牧林地としての利用可能性は含まない。

第3 農業生産の現状と今後の方向

1 重点作目の概要

本市の農業生産は、兼業化の進行、就農者の高齢化、農畜産物価格の低迷等の影響を受け、横ばいから減少の傾向にある。また、農業を取り巻く環境・情勢も厳しいものがあるが、国の「食料・農業・農村基本法」に呼応し、本市特有の気象条件、天然資源を活かし、併せて自然環境機能の維持増進を図りながら、品質の優れた安全で安心な農畜産物の生産拡大を進める。

この推進にあたっては、米・麦・大豆・畜産・園芸を基幹とし、次の重点作目の生産性向上を期し体質の強い農業の確立を目指すものである。

(1) 土地利用型作物

① 主食用米

担い手となる認定農業者・集落営農組織・認定新規就農者による「畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）」や「米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）」および「水田活用の直接支払交付金」を含む経営所得安定対策等により、水田機能を確保しつつ「売れるコメづくり」を推進するために、需要に応じた主食用米の生産を図る。

また、地域においては、農地中間管理事業などを活用し、担い手へ賃貸借による利用権設定を推進しながら、農地を集積・集約化し、低コスト生産および品質向上を図る。

② 小麦・大豆

田畑における作物として、特に「経営所得安定対策等」による水田の有効利用から、地域の生産組織と連携を図りながら、担い手へ農地の利用集積や団地化を推進する。

③ 飼料作物

乳用牛及び肉用牛経営の収益を向上させ、経営体質の強化のための飼料作物を生産利用するとともに転作田の効率的活用を図る。

また、飼料基盤の整備を進め単収の向上と高品質粗飼料の生産を図り、粗飼料自給率の向上と安全な粗飼料の増産に努める。

(2) 果樹（りんご）

寒暖差の大きい気候を生かし、生産者の高水準の栽培技術で栽培することと、普及センターとの共同研究なども積極的に協力することで、質のいいりんごの生産に取り組む。

また、国、県、市補助事業を有効に取り入れることにより、機械化や、災害に強い園地の整備も推進することで、経済的にも労働的にも農家負担の軽減を図る。

(3) 野菜（だいこん、キャベツ、ほうれんそう）

様々な経営体系が存在する本市にとって、複合経営の主力として、標高差や気象条件、または土壌性質等の特性を生かした品種の導入を推進することにより、他産地との差別化を図り、競争力の高い生産体制を生産者や農業協同組合、および産直団体と一体になって取り組む。

また、各補助制度の導入により、パイプハウス等の施設整備も積極的に推奨することで、年間を通した生産力の向上に努める。

そして、消費者および社会のニーズに合わせた有機野菜等の生産、産直施設の活用による販売、学校給食への食材提供などを通しての地産地消の拡大を図る。

(4) 花き（こぎく、りんどう、ストック）

気象に左右されない生産を行うため、各補助事業によるパイプハウス等の設備導入を推奨し、土壌づくりの徹底、栽培技術の向上に努める。そのため、販売店や生産者間との情報共有、各種指導会への積極的な参加をすることで、市全体の流通量の増加を図る。

また、企業や学校との連携事業も行っていくことで、新しい品種の導入や地域ブランドの確立を目指す。

(5) 畜産

① 肉用牛

ほとんどの生産者は稲作との複合経営が大半を占めており、飼養頭数が少なく零細な規模であること、また、繁殖経営が中心で肥育経営を営む経営体は少ないことから、新岩手農業雇用同組合南部和牛改良組合を中心に優良子牛の生産率向上に努め、優良子牛の保留を促進し飼養規模の拡大を推進します。

② 乳用牛

本市の基幹作目であり、専門型の経営が大半を占めており、酪農経営の体質を強化し、他産業並みの所得を確保していくためには、規模拡大と生産性を向上していく必要があります。このため、生産基盤の強化や、コントラクター・TMRセンター等の外部支援組織の活用、自給飼料の生産拡大等を推進するとともに、牛群検定などによる乳用牛の泌乳能力の向上や高品質な生乳生産に向けた取組を推進します。

2 農業生産の動向と目標（別紙）

3 集出荷販売計画（別紙）

(2) 集出荷販売の現状及び改善目標

本市の農畜産物の集出荷は、ほとんどが農業協同組合の集出荷となっており、規格統一された農畜産物を、常時定量単位出荷できる体制が確立している。

流通環境が発達している現代では産地間競争に対処するため、今まで以上に正確な情報の把握と、生産者に対する情報供給体制の整備が重要である。今後においては、大都市圏の大型量販店及び生活協同組合等との提携による産地直送方式の確立によって、大消費地における市場競争に対応する。

また、直売施設での販売や学校給食での利用を図るにより地産地消や食育を推進する。

①主食用米

主食用米については、農業協同組合を中心として集出荷および販売がされている。今後においては、国内のほか、国外へ輸出することで新たな販路の拡大を推進するとともに、学校給食などの地産地消の継続を図る。

②野菜

野菜においては、系統出荷（主に関東）、個人出荷（主に東北）に加え、近年は特に産直施設での販売が伸びているが、それぞれのメリット見出し、生産者及び団体にとってバランスよく出荷されるように努める、

③果樹

りんごは贈答用として、生産者の個人販売、産直施設での販売が中心となっているが、安心安全で質の良いりんごを積極的にPRすることにより、産地ブランド化の確立を図り、ニーズが高まるように努める。

④花き

系統出荷が主ではあるが、自由規格である産直施設販売数量も増加傾向にあり、地元消費も多くなってきている。よって、企業との事業連携も推進し、市外にも多く出荷されることで地域ブランド化に努める。

⑤牛乳

生乳は全量が各農協により集乳、出荷されている。今後においては、牛乳の消費拡大のPRを推進していく。

⑥肉用牛

肉用牛は、一部を除き農協が各生産者の委託を受けて集出荷業務をしており、全農岩手県本部の中央家畜市場に上場されている。今後においては、牛肉の消費拡大のPRを推進していく。

2 農業生産の動向と目標

作付面積、飼養頭数：h a、頭、羽
生産量：t
生産額：百万円

作 目	平成17年			平成22年			(現在)平成27年			平成37年		
	作付面積 飼養頭羽数	生産量	粗生産額	作付面積 飼養頭羽数	生産量	粗生産額	作付面積 飼養頭羽数	生産量	粗生産額	作付面積 飼養頭羽数	生産量	生産量 伸び率
米	863	4,750	1,030	770	4,170	1,060	728	4,240	740	728	4,240	100.0
小 麦	68	147	10	65	103	2	86	141	14	86	141	100.0
豆 類 ・ 雑 穀	109	168	13	158	183	50	73	79	19	84	82	103.8
大 豆	109	168	13	127	149	40	54	67	12	60	70	104.5
そ ば				31	34	10	19	12	7	24	12	100.0
い も	9	212	20	5	210	20	8	220	20	10	230	104.5
野 菜	286	6,186	740	202	6,200	820	250	6,220	1,050	250	6,280	101.0
施設野菜	20	227	85	19	221	91	15	216	51	24	229	105.9
(ほうれん草)	15	98	50	16	102	55	12	101	14	17	108	106.9
み つ ば	2	10	7	0	1	0	0	0	0	1	1	434.8
ト マ ト	3	119	28	3	118	36	3	115	37	6	120	104.3
露地野菜	174	5,782	492	161	5,171	473	160	4,439	444	187	5,799	130.6
(だいこん)	113	4,120	298	115	3,768	265	99	2,730	228	115	3,900	142.9
す い か	16	564	60	5	350	21	15	450	13	15	450	100.0
ピ ー マ ン	4	79	13	4	79	35	3	70	11	4	79	112.9
き ゆ う り	5	228	37	6	257	59	3	230	27	5	250	108.7
な が い も	17	378	52	17	375	51	22	700	155	22	700	100.0
(キャベツ)	14	344	18	9	268	20	7	159	2	14	300	188.7
ね き	5	69	14	5	74	22	11	100	9	12	120	120.0
果樹(りんご)	74	1,390	240	65	1,360	250	65	1,380	286	70	1,400	101.4
花 き	3	464	20	3	360	12	2	297	5	5	410	138.0
(ストック)	1	131	8	1	90	5	0	97	2	2	115	118.6
(小菊)	1	207	6	1	262	6	1	190	3	2	285	150.0
(りんどう)	1	127	6	1	8	1	1	10	0	1	10	100.0
工 芸 作 物	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	100.0
飼 料 作 物	1,685	64,700	-	1,695	64,300	-	1,700	64,560	-	1,739	64,500	99.9
その他耕種作物	-	-	50	-	-	50	-	-	20	-	50	-
畜 産	-	-	3,253	-	-	3,208	-	-	2,361	-	-	-
乳 牛	3,674	13,973	1,710	3,790	13,980	1,910	3,190	15,509	1,710	2,970	15,555	100.3
肥 育 肉 牛	1,184	934	249	1,960	980	364	1,144	890	560	1,900	900	101.1
繁 殖 肉 牛	1,099	116	24	1,064	110	26	2,228	100	91	2,570	100	100.0
豚	12,400	18,814	610	12,800	12,574	500	8,357	15,034	-	7,500	12,000	-
にわとり採卵用	x	x	660	x	x	408	x	x	x	x	x	x
農 業 産 出 額	-	-	5,376	-	-	5,472			4,514	-	-	-

注) 1 作物欄の () は重点作物である。

2 資料：農作物統計、新岩手農協調及び農林課推計値

3 「x」の値は秘密保護上統計数値を公表しないものである。(農作物統計より)

3 集出荷販売計画

(1) 農産物の出荷量及び出荷率の動向

(単位：t、千本、%)

作 目	平成12年			平成17年			平成22年			現在（平成27年）		
	生産量 (A)	出荷量 (B)	出荷率 (B/A)	生産量 (A)	出荷量 (B)	出荷率 (B/A)	生産量 (A)	出荷量 (B)	出荷率 (B/A)	生産量 (A)	出荷量 (B)	出荷率 (B/A)
米	5,510	3,940	71.5	4,750	3,501	73.7	4,170	3,133	75.1	4,240	3,079	72.6
小麦	210	77	36.6	100	59	59.0	149	93	62.4	141	77	54.6
大豆	155	118	76.1	168	139	82.7	127	105	82.7	67	51	76.1
いも	281	50	17.8	212	42	19.8	198	41	20.7	220	45	20.5
野菜	7,888	6,706	85.0	6,186	5,043	81.5	6,200	5,043	81.3	6,220	5,039	81.0
（ほうれん草）	135	109	80.7	98	73	74.5	102	76	74.5	101	75	74.3
（だいこん）	4,550	4,220	92.7	4,120	3,660	88.8	3,768	3,350	88.9	2,730	2,419	88.6
（ピーマン）	128	110	85.9	79	63	79.7	79	63	79.7	70	63	90.0
（スイカ）	713	623	87.4	564	505	89.5	375	334	89.1	450	350	77.8
（メロン）	66	48	72.7	4	4	100.0	4	4	100.0	4	4	100.0
（きゅうり）	405	295	72.8	228	157	68.9	257	178	69.3	230	157	68.3
りんご	1,440	1,280	88.9	1,390	1,170	84.2	1,360	1,162	85.4	1,380	1,154	83.6
花き	725	725	100.0	686	686	100.0	565	565	100.0	535	535	100.0
肉用牛	1,741	1,741	100.0	1,050	1,050	100.0	1,090	1,090	100.0	990	990	100.0
乳用牛	20,444	20,444	100.0	18,500	18,500	100.0	13,980	13,980	100.0	15,509	15,509	100.0
鶏（採卵）	365	365	100.0	x	x	100.0	x	x	100.0	x	x	100.0
豚	12,400	12,400	100.0	18,814	18,814	100.0	12,574	12,574	100.0	15,034	15,034	100.0

(注) 資料：農作物統計、新岩手農業協同組合資料

「現在」の欄の野菜の生産量及び出荷量は、農作物統計の調査項目より削除された品種があるため、農協実績及び推計によるため極端に数値が下がっている。

「x」の値は秘密保護上統計数値を公表しないものである。（農作物統計より）

4 農業生産技術の改善目標

<作目>	<課題>	<課題解決の方向>	<実施事項>
米	低コスト生産技術の確立	農業機械・施設の合理的装備と高率利用	計画的資本整備、共同利用並びに圃場の整備集団化
		稲作適正規模農家の育成	認定農業者の拡大とリーダーの育成、稲作作業の集積の促進
		地力増進と施肥の合理化	作業受委託の組織的取組みの推進・有機質肥料の増肥、深耕、計画的施肥
		水稻適性品種の選定並びに基本的技術の励行	地域別品種構成の設定、技術向上
		コスト意識の高揚	コスト意識の醸成
		農地の集積	認定農業者等大規模経営体への農地の集積の促進
米	良質米の生産	適期適作業（施肥、刈取り）の実施	観察力の向上と計画作業の推進
		乾燥・調整技術の改善	乾燥・調製技術の向上と共同化
		特別栽培米作付面積の拡大	技術の向上と販売促進
野菜	主産地の形成	重点振興作物の作付け拡大	生産条件に見合った品目の作付け拡大 生産組織、生産部会の強化
		転作田の積極的利用推進	田畑輪作による土地利用型野菜の推進 と定着化及び団地化の促進
		適地適作の推進	集落営農の推進
	合理的な生産の展開	野菜複合型農家の育成	作目の組み合わせと導入による生産振興
		省力化の推進	生産基盤・施設の整備、高能率機械導入、組織育成等・省力品種の導入検討
		消費者との交流	加工直売施設等の整備、安定的販路の確保
	生産力の維持向上	土壌管理と土づくりの徹底	土壌診断に基づく適正施肥の実施、基本技術の施行、畜産農家との連携
		生産性の向上	パイプハウス等の導入
	鮮度維持・価格政策の推進	新鮮野菜の確保	簡易予冷庫の適正配置による早期予冷の確保
		価格制度の推進	価格安定制度の充実及び加入促進
	担い手の育成	後継者の育成	農業後継者に対する生産技術の研修機会の拡大
		中核的農家の育成	認定農業者の拡大とモデル農家の育成

<作目>	<課題>	<課題解決の方向>	<実施事項>
果樹	経営の合理化	わい化栽培の推進	低位生産園のわい性樹への計画的な改植推進
		優良品種の導入	品種構成の工夫による安定した経営と整枝剪定技術の向上
		生産コストの低減	効率的な防除（共同防除含む）・機械導入による単収向上
		加工品の生産販売体制の強化	低品位りんごの果汁等への用途拡大と販売ルートの確立
	生産技術の向上	環境にやさしいりんごづくり	交信攪乱法による害虫防除技術の導入による減農薬りんごづくりの普及拡大
	地域ブランドの確立	共販率の向上	系統出荷体制の強化
	特産化の推進	量産体制の確保	安定生産と商品化対策の推進
		栽培技術の向上	研修等参加による栽培技術の向上
	販路拡大の促進	消費者との交流	産地直売施設等の整備、安定的販路の確保
	花き	産地化の促進	作付面積の拡大
特色ある産地形成			地域特性を活かした品目の配置・作型の開発
優良種苗の確保・新品目・新品種導入の検討			種苗供給体制の整備、地域特性にあった新品種の検討・実証・生産体制確保
生産施設整備			パイプハウス等の整備と有効活用
生産技術の向上		生産組織の育成	技術の平準化、革新技術導入に向けた取組み
		モデル農家の育成	モデル農家を中心とする技術普及システムの制度化
販路拡大促進		市場・消費者との接近	加工直売施設等の整備、安定的販路の確保

<作目>	<課題>	<課題解決の方向>	<実施事項>
酪農	乳質の向上	乳成分の向上	良質なサイレージの給与の徹底
		細菌数の低減	搾乳、ミルカーの衛生管理の徹底
		乳牛資質の向上	乳成分検査の推進、優良雌牛の導入、乳質改善指導の確立
	牛乳の生産向上	飼養管理の適正化	牛群検定結果の有効活用
		個体能力の向上	改良組合の育成
	生産性の向上	飼料自給率の向上	飼料生産基盤の拡大、共同作業の推進及び草地管理機械の共同利用、糞尿の土地還元並びにデントコーンの作付け拡大、転作飼料作物の活用
	生産コストの低減	経営改善による生産費の低減	経営分析と経営改善、予防防疫の徹底
		高品質乳安定生産と流通合理化	集乳路線の集約
		耕種農家との連携確立	堆肥処理と環境施設の適正利用
		労働条件の整備	ヘルパー制度の活用促進
肉用牛	銘柄確立	頭数拡大	受精卵移植の拡大、優良雌牛導入による系統牛群の育成
		資質の向上	改良組合の育成、優良牛の保留導入
	生産性の向上	飼料自給率の向上	飼料生産基盤の拡大、共同作業の推進及び草地管理機械の共同利用、糞尿の土地還元並びにデントコーンの作付け拡大、転作飼料作物の活用
	生産コストの低減	経営改善による生産費の低減	経営分析と経営改善、予防防疫の徹底
		耕種農家との連携確立	堆肥処理と環境施設の適正利用

第4 農業生産基盤の現状

1 農地の整備率

(単位：%)

	現 在 (27年)	目 標
田	8.3	33.7
畑	85.1	85.3

- (注) 1 行政区域内の数字である。
 2 田の整備率は、30a程度に整備された田の比率である。
 3 畑の整備率は、農道が幹線、支線とも完備されたものの比率である。

2 水田における排水の現状

(単位：ha)

地 区	水 田 の 排 水 現 状			市町村水田面積	農業振興地域 内水田面積	農用地区域内 水 田 面 積
	4時間排除	日 排 除	排水不良			
全 域	1,173	64	3	1,220	1,208	1,149

- (注) 4時間排除……出水時において、湛水が4時間以上続く面積が10%未満のもの。
 (湛水が畝高程度にとどまり、畑作物が冠水しない面積が90%以上のもの)
 日 排 除……出水時において、湛水が1日以上続く面積が10%未満のもの。
 不 良……出水時において、湛水が1日以上続く面積が10%以上のもの。
 ・市町村水田面積は、属人の滝沢市分のみ算定

3 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

(単位：ha, 千円)

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称及び 事業量	事業 主体	事業着工 完了(予定)年度	図 番号
国営岩手山麓国 営開発事業	8,345	5,628,194	ダム、主幹線水路 L=34,588m 等	国	昭和16～ 43年度	1
県営かんがい排 水事業	639	1,671,694	用排水路改修 L=8,887m	岩手県	昭和50～ 平成2年度	2
県営排水対策特 別事業	111	322,028	(大釜地区)排水路 L=3,685m	県	昭和54～ 60年度	3
県営排水対策特 別事業	33	132,500	(細谷地地区)排水路 L=1,736m	〃	昭和57～ 63年度	4
県営排水対策特 別事業	49	346,996	(樋口地区)排水路 L=1,237.46m	〃	昭和60～ 平成元年度	5
開拓地整備事業	492.1	357,424	(鬼越地区)農道整備 L=10,570m、W=6.5m	〃	昭和48～ 55年度	6
開拓地整備事業	131	244,600	(篠木地区)農道整備 L=3,820m、W=6.5m	〃	昭和53～ 平成元年度	7
開拓地整備事業	460	179,034	(沼森地区)農道整備 L=2,755m、W=6.0m	〃	昭和55～ 63年度	8
開拓地整備事業	460	134,753	(第2沼森地区)農道整備 L=3,093m、W=6.0m	〃	昭和56～ 平成2年度	9
新農業構造改善 事業	4.7	18,766	(塩の森地区)圃場整備 面積4.7ha	越前堰土地 改良区	昭和55年度	10
岩手山麓国営造 成土地改良施設	1,811.75	1,419,043	(岩手山麓地区) ダム、主幹線水路補修 L=10,200m 等	国	昭和53～ 59年度	11
公共育成牧野整 備事業	143	110,317	(相の沢地区)草地造成41ha 草地整備102ha	滝沢村	昭和52～ 55年度	12
自給飼料生産総 合振興対策事業	45.09	97,518	改良45.09ha	夜蚊平農業 協同組合	昭和55～ 57年度	13
自給飼料生産総 合振興対策事業	17.17	20,250	改良17.17ha	滝沢村農業 協同組合	昭和55～ 57年度	14
団体営草地開発 整備事業	11.27	8,428	草地造成11.27ha	滝沢村	昭和60～ 61年度	15
団体営草地開発 整備事業	10.31	10,949	改良10.31ha(柳沢地区) 道路L=300m	滝沢村農業 協同組合	昭和57年度	16
団体営草地開発 整備事業	10.12	26,024	造成10.12ha	滝沢村農業 協同組合	昭和59～ 60年度	17
地域畜産総合対 策事業	7.57	16,024	造成3.7ha 整備5.84ha	滝沢村農業 協同組合	昭和60年度	18
団体営畜産経営 環境整備事業	21.63	54,724	造成5.51ha 整備16.12ha	花平酪農農 業協同組合	昭和59～ 60年度	19

(単位：ha,千円)

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称及び 事業量	事業 主体	事業着 工完了(予 定)年度	対 図 番 号
団体営畜産経営 環境整備事業	49.67	44,799	造成 2.33ha 整備 47.34ha	花平酪農農 業協同組合	昭和 61～ 63 年度	20
団体営畜産経営 環境整備事業	49.67	44,799	造成 2.33ha 整備 47.34ha	花平酪農農 業協同組合	昭和 61～ 63 年度	21
広域農業開発事 業	37.8	244,859	造成 37.8ha 道路 L=1,840m	農用地整備 公団	昭和 62～ 平成 4 年度	22
農地開発利用促 進事業	11.4	99,418	造成 11.4ha 道路 L=1,615m	県農地管理 開発公社	昭和 63～ 平成 2 年度	23
団体営農道整備 事業	60	98,980	(大釜地区) 農道整備 L=1,683m、W=5.0m	滝 沢 村	昭和 54～ 61 年度	24
団体営農道整備 事業	54	96,900	(姥屋敷地区) 農道整備 L=1,910m、W=5.0m	滝 沢 村	昭和 57～ 平成 3 年度	25
団体営農道整備 事業	65	132,900	(農道地区) 農道整備 L=1,411m、W=5.0m	滝 沢 村	昭和 55～ 62 年度	26
団体営農道整備 事業	71	81,900	(夜蚊平地区) 農道整備 L=1,487m、W=5.0m	滝 沢 村	昭和 61～ 平成 3 年度	27
団体営農道整備 事業	104	66,000	(大川地区) 農道整備 L=1,437m、W=5.0m	滝 沢 村	昭和 63～ 平成 5 年度	28
団体営農道整備 事業	28	116,000	(大川第 2 地区) 農道整備 L=1,613m、W=5.0m	滝 沢 村	平成 3～ 7 年度	29
団体営農道整備 事業	45	53,000	(上郷地区) 農道整備 L=540m、W=5.0m	滝 沢 村	平成 5～ 7 年度	30
団体営土地改良 総合整備事業	48.5	171,000	(小岩井地区) 暗渠排水路 2.9ha 水路 L=8,297.55m 農道 L=1,409m	越前堰土地 改良区	昭和 58～ 平成 3 年度	31
団体営土地改良 総合整備事業	75	317,700	(大沢地区) 暗渠排水路 19.7ha 水路 L=18,022.8m	越前堰土地 改良区	昭和 56～ 63 年度	32
団体営土地改良 総合整備事業	6.6	56,600	(砂込地区) 圃場整備 6.6ha 暗渠排水路 6.6ha	一本木土地 改良区	昭和 60～ 61 年度	33
団体営土地改良 総合整備事業	43.5	255,600	(沼袋地区) 水路 L=9,200m 農道 L=2,519m	越前堰土地 改良区	平成 2～ 8 年度	34
団体営土地改良 総合整備事業	17.2	96,900	(一本木地区) 圃場整備 17.2ha	一本木土地 改良区	平成 5～ 8 年度	35
団体営土地改良 総合整備事業	15.1	38,000	(滝沢地区) 暗渠排水路 2.9ha 水路 L=1,385m	岩手山麓南部 土地改良区	平成 6～ 7 年度	36
団体営土地改良 総合整備事業	16.9	117,500	(上大沢地区) 暗渠排水路 3.0ha 水路 L=5,830m	越前堰土地 改良区	平成 6～ 8 年度	37

(単位: ha, 千円)

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称及び 事業量	事業 主体	事業着工 完了(予定)年度	畑 番号
団体営土地改良 総合整備事業	53.6	640,000	(下前田地区) 暗渠排水路 22.1m 水路 L=13,346.5m 区画整理 8.2ha 道路 L=6,325m	越前堰土地 改良区	平成6～ 12年度	38
小規模土地改良 総合整備事業	10.9	20,000	(間木沢地区) 水路 L=1,229.8m	越前堰土地 改良区	平成元年度	39
小規模土地改良 総合整備事業	5.5	11,067	(御庭田地区) 水路 L=354m	越前堰土地 改良区	平成元～ 2年度	40
小規模農業農村 整備事業	16	13,800	(小屋敷地区) 水路 L=1,078.2m	越前堰土地 改良区	平成3年度	41
小規模農業農村 整備事業	5	7,600	(小谷地地区) 水路 L=521.1m	越前堰土地 改良区	平成3年度	42
小規模農業農村 整備事業	16	25,600	(小屋敷第2地区) 水路 L=1,783m	越前堰土地 改良区	平成4～ 5年度	43
小規模農業農村 整備事業	5.2	9,000	(清水沢地区) 水路 L=396.5m	越前堰土地 改良区	平成4年度	44
小規模農業農村 整備事業	8	17,500	(大屋敷第2地区) 水路 L=1,392.2m	越前堰土地 改良区	平成4～ 6年度	45
小規模農業農村 整備事業	10.3	21,600	(小谷地地区) 水路 L=1,291.9m	越前堰土地 改良区	平成6～ 7年度	46
小規模農業農村 整備事業	8.8	26,000	(年毛地区) 水路 L=1,632.5m	越前堰土地 改良区	平成7年度	47
小規模農業農村 整備事業	17.5	93,000	(竹鼻地区) 水路 L=4,490.1m	越前堰土地 改良区	平成8～ 10年度	48
ため池等整備事 業	26.8	25,000	(一本木地区) 用水路 L=510m	一本木土地 改良区	昭和63～ 平成2年度	49
団体営農道整備 事業	69	269,551	(上郷第2地区) 農道整備 L=1,695m、W=5.0m	滝沢村	平成7～ 12年度	50
団体営農道整備 事業	28	122,000	(大石渡地区) 農道整備 L=923m、W=5.0m	滝沢村	平成8～ 12年度	51
小規模農業農村 整備事業	20.0	44,000	(外山地区) 用水路 L=1,289.5m 排水路 L=882.0m	岩手山麓南部 土地改良区	平成10～ 12年度	52
防衛施設周辺障 害防止対策事業	L= 8,403m	1,498,501	(一本木地区) 砂込川河川改修 L=8,402.95m	岩手県	昭和46～ 平成12年度	53
防衛施設周辺障 害防止対策事業	L= 4,676.4m	1,616,000	(一本木地区) 笹森山排水 L=4,676.4m	岩手県	昭和53～ 平成24年度	54
防衛施設周辺障 害防止対策事業	L= 3,920.2m	1,295,202	(一本木地区) 一本木用排水 L=3,920.2m	岩手県	昭和58～ 平成14年度	55
防衛施設周辺障 害防止対策事業	L= 5,197m	1,704,133	(一本木地区) 生出川排水 L=5,814.0m	岩手県	平成4～ 24年度	56

(単位：ha,千円)

事業種目	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	主要工事の名称及び 事業量	事業主体	事業着工 完了(予定)年度	対 図 番 号
防衛施設周辺障害 防止対策事業	L= 6,374m	1,283,221	(柳沢地区) 村道大石渡岩手山線改良舗装 改良・舗装 L=6,544m	岩手県	昭和59～ 平成18年 度	57
畜産基盤再編総合 整備事業	318	98,374	(村営相の沢牧野) 草地造成 22ha 道路整備 L=620m	滝沢村	平成9～ 12年度	58
畜産基盤再編総合 整備事業	26.43	109,250	(村内全域) 草地造成 10.42ha 草地整備 10.48ha 飼料畑造成 0.59 ha 飼料畑整備 4.94 ha	農家39戸	平成4～ 12年度	59
基盤整備促進事業	12.0	125,000	(柳原地区) 区画整理 12ha	一本木土地 改良区	平成11～ 14年度	60
基盤整備促進事業	16.7	179,400	(留が森地区) 区画整理 6.5ha 用排水施設 L=2,022m 暗渠排水 8.0ha	一本木土地 改良区	平成16～ 21年度	61
畜産基盤再編総合 整備事業	317.3	33,076	(村営相の沢牧野) 草地造成 0.48ha 道路整備 L=758.9m	滝沢村	平成13～ 16年度	62
畜産基盤再編総合 整備事業	7.57	11,756	(村内全域) 草地造成 7.57ha	農家11戸	平成13～ 16年度	63
畜産担い手育成総 合整備事業	22.37	21,310	(村営相の沢牧野) 草地造成 22.37ha	農業公社	平成19年 度	64
畜産担い手育成総 合整備事業	0.99	515	農家草地造成 0.99 ha	農業公社	平成20年 度	65

第5 農用地等の保全及び利用の現状

1 農家戸数の動向及び見通し

平成27年における本市の農家数は947戸で、平成22年と比較して81戸の減少となっている。

また、販売農家数における専兼業別の構成比では、専業農家19.8%、第1種兼業農家12.4%、第2種兼業農家48.4%となっており、戸数は減少しているものの、依然として第2種兼業農家の占める割合が高い。

(単位：戸)

	総戸数	専兼別内訳			経営耕地規模別内訳					
		専業	第1種兼業	第2種兼業	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
22年	1,028 (878)	185	161	532	104	196	133	94	141	235
27年	947 (765)	188	118	459	74	172	130	76	116	200
32年見通し	870 (670)	190	86	394	52	149	126	60	95	183

(注) 資料：「22年」「27年」欄は農業センサス。()書きは販売農家数。
「32年見通し」欄は農林課推計値

2 農地のかい廃

単位：戸・ha

	耕作放棄地のある農家数	耕作放棄地面積
平成22年	238	209.0
平成27年	320	425.0
平成32年見通し	375	463.0

(注) 資料：平成22年、平成27年欄は農業センサス
「32年見通し」欄は農林課推計値

3 農用地等の保全整備に係る各種事業の実施状況

事業種目	受益面積	事業費	主要工事の名称及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度	対図番号
農用地保全施設整備	L=8,402.95m	1,491,351	一本木地区 砂込川河川改修 L=8,402.95m	岩手県	昭和46～ 平成12年度	1
農用地保全施設整備	L=4,676.4m	1,616,118	一本木地区 笹森山排水路 L=3,336.2m	岩手県	昭和52～ 平成16年度	2
農用地保全施設整備	L=3,920.2m	1,298,752	一本木地区 一本木用排水路 L=3,606.63m	岩手県	昭和57～ 平成14年度	3
農用地保全施設整備	L=5,814.0m	1,458,554	一本木地区 生出川排水路 L=2,018.4m	岩手県	平成4～ 平成19年度	4
農用地保全施設整備	L=6,374.0m	1,162,727	柳沢地区 市大石渡岩手山線 改良 L=5,560m 舗装 L=5,445m	岩手県	昭和59～ 平成15年度	5

農用地等保全整備状況図 別添

4 農用地の流動化の現状

(1) 権利移動の動向

	売買		贈与		貸借権 設定		使用貸借 権設定		その他		合計		農地貸借 料価格 (円) 10aあたり
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	
平成 22年	23	23	9	8	54	42	19	22	—	—	105	95	田10,600 畑7,000
平成 23年	23	14	3	3	58	90	38	107	—	—	122	213	田10,600 畑8,400
平成 24年	15	22	3	2	46	67	13	13	—	—	77	104	田9,000 畑5,900
平成 25年	19	16	3	1	67	885	6	13	—	—	95	915	田8,900 畑11,400
平成 26年	18	18	11	8	35	33	10	10	—	—	74	69	田8,200 畑5,800
平成 27年	22	8	12	8	54	30	15	16	—	—	103	63	田8,700 畑10,100
平成 28年	17	17	4	5	52	35	31	44	—	—	104	101	田8,700 畑10,100
計	137	118	45	35	366	1,182	132	225	—	—	680	1,560	

(注) 資料：滝沢市農業委員会

(2) 権利移動の動向—農用地等の流動化諸方策別

	農地移動適正化斡旋事業				利用権設定等促進事業				農地保有合理化事業		その他	
	売買		貸借		所有権移転		利用権設定		件数	面積	件数	面積 (ha)
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)				
平成22年	1	0.2	4	2.5	57	47	0	0	7	9		
平成23年	1	0.4	4	1.7	68	111	0	0	8	14		
平成24年	3	4	0	0	54	69	0	0	10	17		
平成25年	0	0	3	0.7	65	86	0	0	11	12		
平成26年	2	0.6	3	2.6	38	34	13	24	5	5		
平成27年	2	2	4	1.8	62	38	4	8	18	7		
平成28年	1	0.3	5	3.5	58	43	15	18	8	12		
合計	10	7.5	23	12.9	402	428	32	50	67	75		

(注) 資料：滝沢市農業委員会

5 農作業の受委託及び共同化、地力の維持増進、耕地利用率、裏作導入等の現状

	農作業の 受委託	農作業の 共同化	耕地利用率	裏作導入
平成17年	556戸 1,192ha	22組織 154戸	91.2%	—
平成22年	491戸 399ha	22組織 154戸	92.1%	—
平成27年	62戸 443ha	—	—	—

(注) 資料：農業センサス、岩手農林水産統計年報
農作業の受委託戸数及び面積については、2010年と2015年センサスでは調査項目が異なるので数値に大きな相違が生じる。

(1) 地力の維持増進

農業生産の増大を図るために最も必要なことは地力の維持増進であり、その一番の基本は土づくりである。現状は、農業労働力の減少と農業経営の合理化に伴い、化学肥料に対する依存度が高くなり地力低下を招いている。

今後は、土壌診断の徹底により、土壌改良資材の投入と作土の深耕の促進に併せて、畜産農家と耕種農家との連携を図り、良質な堆肥の施肥を進め、施肥合理化を推進し、地力の維持増進を図る。

(2) ブロックローテーション

本市の水田転作の団地は、飼料作物、大豆、麦、そばを中心に形成しており、一部の地区では、固定団地を実施しているが、それ以外はブロックローテーションで実施している。

今後は、大豆、麦などの転作作物の連作障害の発生が懸念されることから、土壌診断の徹底とともに輪作体系を推進し、団地化の拡大や生産組織の育成を図り、集団栽培による機械の共同利用を促進し、低コスト生産で所得向上を図る必要がある。

(3) 遊休農地、荒し作りの解消等

近年増加傾向にある遊休農地、荒しづくりが問題となっている。そこで、認定農業者及び主業型農家への農地の集積を図りながら農用地の有効利用を推進して遊休農地、耕作放棄地の解消に努める。

また、中山間地域等直接支払制度での共同活動による耕地管理や遊休農地解消計画に基づいた取組みも積極的に推進する。

6 地域農業集団農業生産組織等の組織化の現状

(1) 地域農業集団

組 織 名	設立 年度	組織構 成員数	活動内容	地区名
小岩井農業振興推進組合	S54	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 農用地の有効利用、利用権設定等の集積及び集団的利用調整に関すること。 ● 農作業、農業用機械、施設利用の効率化に関すること。 ● 農業生産向上のための研修やその他の技術の習得に関すること。 	大釜
沼袋農業振興推進組合	S52	21		大釜
日向・仁沢瀬農業振興推進組合	S56	49		大釜
篠木農業振興推進組合	S59	98		篠木
大沢農業振興推進組合	S52	110		大沢
下鵜飼農業振興推進組合	S53	62		鵜飼
上鵜飼農業振興推進組合	S53	51		鵜飼
姥屋敷農業振興推進組合	S52	61		姥屋敷
元村農業振興推進組合	S53	30		元村
一王子・大石渡農業振興推進組合	S54	30		大石渡
山麓更生農業振興推進組合	S54	14		柳沢
柳沢上郷大川更生農業振興推進組合	S54	34		柳沢
一本木東北農業振興推進組合	S54	16		一本木
一本木上郷農業振興推進組合	S54	23		柳沢
柳沢農業振興推進組合	S54	30		柳沢
砂込農業振興推進組合	S54	16	砂込	

(2) 農業生産組織

組織名	設立 年度	組織構 成員数	活動内容	地区名
滝沢中央果樹共同防除組合	S37	20	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同防除活動及び機械、資材の共同購入に関すること。 ● 栽培技術等の研修に関すること。 ● 品種更新等需要拡大に関すること。 	元 村
大釜果樹共同防除組合	S37	28		大 釜
滝沢第一果樹共同防除組合	S37	5		鵜 飼
滝沢温泉果樹共同防除組合	S45	5		鵜 飼
沼袋果樹共同防除組合	S38	1		大 釜
元村拓継会	S41	10	● 機械の共同利用及び農作業受託に関すること。	元 村
小岩井コンバイン利用組合	S51	10	● 水稻生産に関する作業機械の共同利用及び共同作業に関すること。	小岩井
下鵜飼水稻生産組合	S52	53	● 水稻生産に関する作業受託及び共同作業に関すること。	鵜 飼
下鵜飼コンバイン利用組合	S47	30	● 水稻生産に関する作業機械の共同利用及び共同作業に関すること。	鵜 飼

組織名	設立年度	組織構成員数	活動内容	地区名
一本木稲育苗センター利用組合	S56	60	● 育苗施設の共同利用による育苗及び販売	一本木
滝沢市大豆生産組合	H10	12	● 大豆生産に関する作業機械の共同利用及び共同作業に関すること。	大 沢
大沢大豆生産組合	H5	6		大 沢
篠木大豆生産組合	H13	11		篠 木
篠木小麦生産組合	S60		● 小麦生産に関する作業機械の共同利用及び共同作業に関すること。	篠 木
鬼越トラクター利用組合	S50	4	● 農業機械の共同利用及び共同作業に関すること。	姥屋敷
ひまわりトラクター利用組合	50	4		姥屋敷
花平トラクター利用組合	51	10		姥屋敷
姥屋敷トラクター利用組合	51	9		姥屋敷
共栄トラクター利用組合	54	4		姥屋敷
中央トラクター利用組合	50	3		姥屋敷
山麓更生飼料生産組合	55	4		柳 沢
合同会社花平コントラクター	H27	10		● 農作業の業務委託に関すること。
滝沢市生活研究グループ連絡協議会	S58	13	● 農村生活及び地域環境の改善に関すること。	
みのりグループ	S44	11	同 上	元 村
あゆみ会	S55	5	同 上	大 釜
プチみのりグループ	S61	8	同 上	元 村
さつき会	H8	2	同 上	元 村
ピュア倶楽部	H12	2	同 上	元 村
岩手山麓風の会	H13	7	同 上	柳 沢
新岩手農協生産部会			● 生産技術の向上及び販売対策に関すること。	
南部地域稲作生産部会	S54	543	同 上	全 域
南部地域野菜生産部会	S54	113	同 上	全 域
南部地域りんご部会	S63	12	同 上	全 域
南部地域西瓜・メロン部会	S54	15	同 上	全 域
南部地域花き部会	S63	14	同 上	全 域
南部地域酪農生産部会	S54	12	同 上	全 域
南部地域短角牛改良組合	S54	0	● 日本短角牛の改良増殖推進。	全 域
南部和牛改良組合	S54	61	● 黒毛和種の改良増殖推進。	全 域
岩中酪農協滝沢地区酪農協議会	S54	26	● ホルスタインの改良増殖推進。	全 域
花平ホルスタイン改良同志会	S50	18	● ホルスタインの改良増殖推進。	姥屋敷
一王子堆肥生産利用組合	H14	3	● 堆肥の生産及び利用に関すること。	柳 沢
姥屋敷堆肥生産利用組合	H16	3		姥屋敷
一本木堆肥生産利用組合	H16	3		一本木

7 農用地に関する規模拡大等希望戸数及び面積

(1) 農業経営規模に関する意向

単位：戸、%

区分	戸数	比率
規模を拡大したい	27	3.0
規模を縮小したい	403	45.4
現状維持	65	7.3
農業をやめたい	183	20.6
無回答	210	23.6
計	888	100

(注) 資料：平成29年5月実施農家意向調査による。(意向調査回答件数 888件)

(2) 規模拡大・縮小の方法に関する意向

単位：戸

規模拡大の希望	農地を買いたい	11
	農地を借りたい	10
	作業を受託したい	9
	その他	10
	無回答	0
	計	40
規模縮小の希望	農地を売りたい	29
	農地を貸したい	46
	作業を委託したい	7
	その他	8
	無回答	313
	計	403

(注) 資料：平成29年5月実施農家意向調査による。

第6 農業近代化施設整備の現状

事業種目	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	施設の概要		事業主体	事業完了(予定)年度	対図番号
				名称	数・規模			
東日本大震災農業生産対策交付金事業	—	—	18,361	機械導入	2台	合同会社花平コントラクター	H26	
畜産競争力強化整備事業	—	1	122,014	搾乳牛舎 堆肥舎	1棟 1,109.73 m ² 1棟 215.3 m ²	滝沢・玉山地区畜産クラスター協議会	H27～	
新地域農業生産総合振興対策事業野菜産地総合整備	6	180	89,795	降雨防止品質向上施設他	350棟	滝沢市農業協同組合	58	—
生産関係施設 水田利用再編対策推進事業	20	36	19,343	格納庫他	1棟 105.6 m ²	篠木小麦生産組合	59～60	1
畜産基盤再編総合整備事業(岩手中部地区)	604頭	9	248,194	畜舎整備 たい肥盤(舎)付帯 尿溜 家畜排泄物処理機械	3棟 949 m ² 7棟 1,889 m ² 2台 3基 204m ³ 4式	個人・任意生産組合	4～12	2
畜産基盤再編総合整備事業(盛岡北部地区)	633頭	11	171,840	たい肥舎付帯 尿溜 家畜排泄物処理機械	9棟 4074 m ² 1台 2基 412m ³ 4式	個人	13～16	3
地域畜産再編対策事業	300頭	—	365,894	肉用牛繁殖施設 管理棟 畜舎 堆肥舎 飼料貯蔵庫	1棟 1棟 8棟 2基 7棟	(社)岩手県肉牛生産公社滝沢牧場	9～10	4

畜産担い手育成整備事業	放牧 488頭 通年 180頭	村内 農家	192,792	追込柵 電気柵 雑用水施設 畜舎 堆肥舎 管理棟	5箇所 14,300m 3,614m 3棟 1棟 1棟	滝沢市	19 ～ 22	5
畜産担い手育成整備事業 (同上関連事業)	—	—	33,049	機械導入 機械格納庫	5台 1棟	滝沢市	22	6

事業種目	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	施設の概要		事業主体	事業完了(予定)年度	対図番号
				名称	数・規模			
流通加工関係施設 岩手山演習場 周辺農業用施設設置助成事業	295	535	98,227	飼料倉庫	1棟 1,177 m ²	滝沢市 農業協同組合	57	7
岩手山演習場 周辺農業用施設設置助成事業	179	98	34,200	農業用機械 格納庫	1棟 522.16 m ²	滝沢市 農業協同組合	58	8
岩手山演習場 周辺農業用施設設置助成事業	63	265	129,450	農産物集出 荷施設	1棟 816.8 m ²	滝沢市 農業協同組合	58	9
岩手山演習場 周辺農業用施設設置助成事業	193	213	194,426	粃乾燥調整 施設	1棟 785.5 m ²	滝沢市 農業協同組合	60	10

農業近代化施設整備状況図 別添

第7 農業就業者育成・確保の現状

1 新規就農者の動向及び見通し

本市の新規就農者数は、近年増加傾向にあるが、今後においても、農業が魅力ある職業として選択され新規就農者を確保できるよう、農業委員会、農業経営改善支援センター及び関係機関・団体と密接に連携しながら、就農条件等の整備を進める必要がある。

単位：人

	新規就農者	新規学卒就農者(A)	離職就農者		新規青年就農者(A+B)
			39歳以下(B)	40歳以上	
平成24年	1	0	0	0	0
平成25年	1	0	1	1	1
平成26年	2	0	1	0	0
平成27年	3	0	2	2	2
平成28年	7	0	5	5	5
29～32年見通し	12	0	8	6	6

(注) 1 資料：農業委員会調べ
2 農林課推計値

2 農業就業者育成・確保施設の状況

農作業体験施設	就農支援施設	情報通信施設	福祉施設	医療施設	住宅	その他
—	—	—	—	—	—	—

第8 就業機会の現状

1 農業従事者等の他産業就業の現状

区 分		男	女	計
15歳以上の販売農家人口		—	—	1,198 人
自営農業だけに従事した農家戸数		—	—	188 戸
自営農業とその他の仕事に従事した農家戸数		—	—	577 戸
内訳	自営農業が主（第1種兼業農家）	—	—	118 戸
	その他の仕事が主（第2種兼業農家）	—	—	459 戸
主業農家		—	—	180 戸
準主業農家		—	—	260 戸
出稼ぎ人数		—	—	0 人

(注) 1 資料：農林業センサス

2 農工法等に基づく開発計画の概要

〈農村地域工業導入実施計画の概要〉

	地区名	企業数	施設用地面積 (㎡)	出荷額又は 売上額 (百万円)	雇用従業員数(A)		B/A (%)	主な業種
						うち農業 従事者 (B)		
計画 H2	大 釜 大清水	1	22,121	3,553	270	172	63.7	製造業、貨物 運送業、倉庫 業、梱包業、 卸売業等
	合 計	1	22,121	3,553	270	172	63.7	
実績 H22	大 釜 大清水	2	992 19,173	160 1,551	33 57	1 0	1.1	卸小売業 建設業
	合 計	2	20,165	1,711	90	1	1.1	
実績 H28	大 釜 大清水	2	1,231 28,000	128 2,235	102	0	0	卸小売業 建設業
	合 計	2	29,231	2,363	102	0	0	

(注) 実績は操業中のものである。

3 農業従事者に対する就業相談活動の現状

時期	推進主体	対象者及び参加人数 (出稼ぎ就労者)		内 容
		年度	人数	
通年	滝沢市			<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談、広報活動 ・健康管理 ・出稼ぎ手帳の発給 ・出稼ぎ互助会加入促進
		19年～28年	0人	

(注) 資料：商工観光課調べ

4 企業誘致の現状

市内への企業誘致のため、関係機関と連携を図り、滝沢イノベーションセンターへの誘致に向けて、企業への訪問等誘致PRを実施している。

なお、盛岡西リサーチパークは平成28年3月に分譲率100%となった。

盛岡西リサーチパーク企業一覧（立地年月日等）

平成29年2月1日現在

No.	立地企業名／業務内容	摘要／立地年等
①	三菱食品株式会社（盛岡西物流センター） 加工食品卸売業	平成16年6月操業
②	大和ハウス工業株式会社 建設・リース	加工食品卸売業（㈱ロジスティクス・ネットワーク） 平成26年10月譲渡
③	株式会社 深沢ツール 医療用ガス充填販売等	平成24年8月譲渡
④	三菱食品株式会社（北東北専用物流事業所） 加工食品卸売業	平成14年10月操業
—	NTTドコモ 携帯基地局	（※立地企業に含めず）
⑤	株式会社 ネクスト ソフトウェア業	（未建設） 平成10年7月譲渡
⑥	株式会社 小林精機 製造業（精密機械部品加工）	平成20年3月譲渡（G/H29.1 譲渡）
⑦	クックサービス株式会社 食品製造業	（未建設） 平成22年3月譲渡
⑧	有限会社 緑の風 製造業（花の加工卸し）	平成21年4月譲渡
⑨	株式会社 防災技術コンサルタント エンジニアリング業	平成15年11月操業
⑩	株式会社 アズ・シード 総合リース業	レントオール盛岡 平成19年9月操業（H26.11 譲渡）
⑪	株式会社 コンビボックス 製造業（クリクラ製造水）	家庭用サーバーボトル飲料水製造・販売 平成24年12月譲渡
⑫	株式会社カガヤ 建設・リース	（未建設） 平成28年3月譲渡

⑬	諸星運輸株式会社 運輸業	平成25年10月譲渡
⑭	東北永井株式会社 建設・リース	ペット用品卸売業（ジャペル(株)） 平成27年1月譲渡
⑮	株式会社 ダイヤプレス R&Dセンター エンジニアリング業	平成14年1月操業

※ 22区画中22区画 15社 【分譲率（面積）】 100%

資料：企業振興課調べ

IPUイノベーションセンター入居状況(29.07.01)

滝沢市IPUイノベーションセンター	11社	10室/12室	空き部屋	2室（調整2）
滝沢市IPU第2イノベーションセンター	7社	8室/9室	空き部屋	1室（調整1）
全体	17社	18室/21室	空き部屋	3室（調整3） 73.7%

◆第1イノベーションセンター

(10室/12室 11社)

入居日	企業名	本社	業種
H26.5	(株)オズ	盛岡市	映像製作・コンテンツ製作
H21.5	(株)ワイ・デー・ケー	東京都 稲城市	伝送通信制御機器
H27.6	(株)AVALON	岐阜県 大垣市	情報処理コンサルタント、ソフトウェア、ネットワーク設計・開発
	【調整中】		
H27.10	(株)東北制御設計	滝沢市	制御盤などのPLC(プログラマブル)、タッチパネルのプログラム開発及び周辺システムの開発設計
H26.12	東杜シーテック(株)	宮城県 仙台市	画像処理システムの研究開発 組込みシステムの開発
	【調整中】		
H23.6	(株)ぴーぷる	東京都 台東区	システムの設計、開発、Web制作、管理、デザイン
H25.9	(株)イイガ	東京都 千代田区	データベースシステム開発、ネットワーク設計支援
H23.3 H25.6	(有)エースソフト	盛岡市	業務システムの設計、開発、保守

	(株)ポテンシャル	神奈川県 三浦市	各種ロボットの研究開発および販売
H28.5	(株)アルチザネットワークス	東京都 立川市	通信インフラ構築に使用される通信計測機及び通信インフラの保守
H28.6	(株)テムテック研究所	東京都 中央区	電子計測を中心にしたシステムハウス物理量のセンシングと自動化等
	11社	県外8社 県内3社	

◆第2イノベーションセンター

(8室/9室 7社)

入居日	企業名	本社	業種
H26.5	(株)日立ソリューションズ 東日本	宮城県 仙台市	システムエンジニアリングサービス ソフトウェアエンジニアリングサービス
H21.7	岩手インフォメーション・テクノロジー(株)	滝沢市	業務システムの設計、保守、管理
H27.7	東京システムズ(株)	東京都 渋谷区	流通系ソフトウェア、スマートデバイス向けソフトウェア、Web系ソフトウェア等の開発
H25.8	(株)ヴェス	東京都 新宿区	第三者検証業務
H23.6	(株)ピーぷる	東京都 台東区	システムの設計、開発、Web制作、管理、デザイン
H26.5	(株)クーシー	東京都 渋谷区	WEBコンテンツ企画・開発・販売
H24.5	(株)C R A V A	東京都 千代田区	スマートフォン用アプリ、ゲームソフト開発、グラフィック、映像制作
	【調整中】		
	7社	県外6社 県内1社 (本社1)	

資料：企業振興課

第9 農村生活環境の現状

1 農村生活環境整備事業等の実施状況

事業種目	受益地区	受益戸数(人口)	事業費(千円)	主要工事又は主要施設名	事業主体	事業完了(予定)年度	対図番号
新農業構造改善事業	姥屋敷	79	37,106	多目的研修集会施設	滝沢村	56	1
新農業構造改善事業	姥屋敷	12	11,750	姥屋敷簡易給水施設	姥屋敷水道組合	56	2
新農業構造改善事業	大釜	53	18,200	大釜集落センター	大釜農業振興推進組合	56	3
新農業構造改善事業	大沢	137	24,426	大沢集落センター	大沢農業振興推進組合	56	4
新農業構造改善事業	上鶴飼	57	13,684	上鶴飼集落センター	上鶴飼農業振興推進組合	56	5
新農業構造改善事業	一本木東北	17	13,700	一本木東北集落センター	一本木東北農業振興推進組合	56	6
新農業構造改善事業	砂込	15	12,074	砂込集落センター	砂込農業振興推進組合	56	7
新農業構造改善事業	全域	829	255,418	多目的研修集会施設	滝沢村	57～58	8
新農業構造改善事業	元村	75	23,762	元村集落センター	元村農業振興推進組合	58	9
新農業構造改善事業	柳沢上郷	20	14,031	柳沢上郷集落センター	柳沢上郷農業振興推進組合	58	1
新農業構造改善事業	一本木上郷	20	14,031	一本木上郷集落センター	一本木上郷農業振興推進組合	58	1
新農業構造改善事業	柳沢	25	13,410	柳沢集落センター	柳沢農業振興推進組合	58	1
農業集落排水事業	滝沢南	275	1,719,676	農業集落排水(H27から公共下水道に編入)	滝沢村	H2～H5	1

農村生活環境整備状況図 別添

2 農村生活環境整備の問題点

(1) 安全性

① 防火・救急体制

滝沢市の防火体制は、盛岡地区広域消防組合、滝沢消防署及び滝沢消防署北出張所の配備による消防体制をとっている。また、消防団は平成29年4月現在、11分団(337名)で構成しているが、地域社会の変化により、消防団員の減少及び高齢化が進むとともに、日中に活動可能な消防団員の減少も進んでおり、市役所職員のみで構成する分団を平成21年に創設し、防火体制を補っている。

消防ポンプ自動車等の現有数は、消防ポンプ自動車14台、小型動力ポンプ積載車3台、小型動力ポンプが4台、消防水利の現状は充足率87.5%(基準数912、現有数798:平成28年現在)となっており、各種消防機械の整備と、消防水利不良地区解消のための、防火水槽の設置充実が必要である。

また、火災の発生状況については、都市化の進行に伴い、都市型火災や密集地火災等の複雑多様化する火災に対応できるよう、地域ぐるみによる防火防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成、予防消防の徹底を図る必要がある。

救急業務は人口の増加に比例して、出動件数、輸送人員とも毎年増加傾向にあることから、救急業務体制の充実、強化を図る必要がある。

※火災発生状況

区分 年次	件数	焼失面積		損害額 (千円)	被災人員 (人)
		建物(m ²)	林野(a)		
平成24年	8	601	—	8,103	死者0 負傷者1
平成25年	9	1,228	3	62,451	死者1 負傷者2
平成26年	9	328	—	24,397	死者0 負傷者1
平成27年	8	157	—	30,755	死者0 負傷者1
平成28年	12	466.2	—	42,775	死者1 負傷者4

資料：防災防犯課

※救急業務

区分 年次	出動件数	輸送人員	人口
平成24年	1,358	1,294	54,704
平成25年	1,344	1,287	55,102
平成26年	1,362	1,300	55,178
平成27年	1,424	1,381	55,156
平成28年	1,320	1,261	55,246

資料：防災防犯課(人口は毎年12月末現在)

② 保安

近年の犯罪傾向としては、刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、依然として住宅無施錠個所からの侵入窃盗被害や無施錠自転車の盗難被害が多い。

少年補導についても減少傾向にあり、少年犯罪については窃盗(万引き、自転車盗)、傷害事件などが中心であり、近年では青少年環境浄化条例違反や児童買春、児童ポルノ法違反など(少年の福祉を害する犯罪)の被害者になる少年が増加している。

これらの犯罪や少年の非行防止、福祉犯被害防止を図るため、市、警察、少

年補導員やスクールガードなど地域の防犯組織等との連携により、防犯意識の高揚や健全育成活動に対する理解と協力を図り、地域ぐるみでの安全体制を構築していく必要がある。

また、交通事故についても年々減少傾向にあり、交通死亡事故ゼロ3年達成、継続中ではありますが、高齢者が交通事故当事者となる事故が依然として多く、また自転車絡む交通事故等も増加しております。今後の交通安全対策として、交通安全教室や街頭指導等を強化し、交通安全施設の整備を進め、歩行者や自動車の安全に配慮した環境づくりと、市民の交通安全意識の向上といったハード・ソフト両面による交通事故防止を推進していく必要がある。

※刑法犯発生検挙状況

単位：件

年	認知（村・市内）	認知（西署管内）
平成24年	188	925
平成25年	172	873
平成26年	156	791
平成27年	154	729
平成28年	145	601

※少年等補導状況

単位：件

年	刑法犯	特別法犯	＜犯	不良行為	合計
平成24年	76	3	1	437	517
平成25年	58	9	0	404	471
平成26年	43	4	3	670	720
平成27年	48	1	0	489	538
平成28年	40	1	1	399	441

（注）盛岡西警察署管内

※交通事故発生状況

単位：件、人

年	発生件数	死者	傷者
平成24年	135	0	180
平成25年	108	1	136
平成26年	98	1	123
平成27年	112	0	151
平成28年	83	0	104

（注）盛岡西警察署管内のうち村・市内分

③ 防災

防災については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や平成28年8月30日の台風10号による災害の検証を踏まえ、災害に強い体制確立のため、「滝沢市地域防災計画」の見直しを図り、滝沢市防災会議と防災関係機関と連携協力強化に努めるとともに、情報の速やかな伝達、適切な避難誘導體制の確立及び減災に努めることが必要である。

（2）保健性

① ごみ処理

長い間、純農村として開けてきた本市だが、都市化が進むにつれてごみの収集や処理が問題化し、昭和42年以来有償で行ってきた収集を昭和50年に無償化すると共に本格的なごみ収集に入った。

昭和57年度には、ごみ焼却並びに不燃物処理施設として、清掃センターが開所し、平成9年度からは最終処分場も稼動を開始している。

また、老朽化したごみ焼却施設に代わる施設整備を進め、平成14年10月より「直接熔融・資源化システム」によるごみ処理施設が稼動している。

省資源・省エネルギーが叫ばれる今日、資源の回収、再利用及び処理経費の削減等新たな課題が山積みしているが、住民一人ひとりの理解と協力のもとにクリーンたきざわ運動をさらに協力で推進し、清潔で住みよい環境づくりに努める。

※ごみ排出状況

(単位：t、%、g)

区 分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
家庭ごみ	普通ごみ	収 集 量(t)	10,592	10,656	10,809	10,846	10,913	10,885	10,648
	中型ごみ	直接搬入量(t)	4,594	4,758	4,496	4,511	4,586	4,528	4,605
	その他のごみ	計(t)	15,186	15,414	15,305	15,357	15,499	15,413	15,253
		対前年度比 (%)	101.0	101.5	99.3	100.3	100.9	99.4	99.0
		1人1日排出量 (g/人・日)	774	780	768	765	770	764	757
資源ごみ	金属	収 集 量(t)	2,070	2,245	2,122	2,087	2,064	2,031	1,947
	ガラス	直接搬入量(t)	61	56	55	77	118	130	116
	ペットボトル	計(t)	2,131	2,301	2,178	2,164	2,182	2,161	2,063
	紙・布	対前年度比 (%)	97.8	108.0	94.7	99.4	100.8	99.0	95.5
		1人1日排出量 (g/人・日)	109	117	109	108	108	107	102
合 計		収 集 量(t)	12,662	12,901	12,931	12,933	12,977	12,916	12,595
		直接搬入量(t)	4,655	4,814	4,551	4,588	4,704	4,658	4,721
		計(t)	17,317	17,715	17,482	17,521	17,681	17,574	17,316
		対前年度比 (%)	100.6	102.3	98.7	100.2	100.9	99.4	98.5
		1人1日排出量 (g/人・日)	883	897	877	873	878	871	859

※ごみ処理状況

(単位：t)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
溶 融 処 理 量	23,474	24,281	26,760	24,452	23,167	24,676	23,575
資源ごみ資源化量	2,021	2,151	2,010	2,025	2,092	2,006	1,845
溶 融 資 源 化 量 (スラグ・メタル)	2,526	2,729	2,653	2,587	2,604	3,357	2,552
飛 灰 埋 立 量	1,131	1,077	1,235	1,098	1,059	1,132	1,027
その他のごみ埋立量	75	29	28	261	26	25	46

(注1) 平成19年度より雫石町の普通ごみ・中型ごみ等の受入開始。

(注2) 平成23年度から平成25年度にかけて東日本大震災に係る災害廃棄物を5,411 t 受入れしている。

資料：滝沢・雫石環境組合（滝沢清掃センター）

② 下水道

本市の汚水処理は、流域関連公共下水道事業と合併処理浄化槽設置整備事業（補助金交付事業）により行われている。

公共下水道事業については、流域下水道幹線が本市を南北に縦断して整備されていることから、本市の汚水処理施設整備の中核として位置付け、都市計画マスタープラン等の他計画や投資効果との整合を図りながら、市街化区域及び既成市街地等の住宅密集地域を中心に、経済的・効率的な整備促進を図るものとする。

農業集落排水事業は、平成5年に滝沢南地区が事業完了しているが、平成27年度からは公共下水道に編入し運営されている。農業集落排水事業については、一本木地区においてその可能性を検討していた市民によるワーキンググループから「合併処理浄化槽が適当」という意見書が出されたことや、汚水処理事業の今後の費用対効果の観点から、新たな事業には着手しないこととする。

浄化槽設置整備事業は、公共下水道との適正配分を行いながら今後とも普及促進に努めるものとする。

※汚水処理整備状況

(単位：人、%、ha)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度
行政区域内人口(人)		55,063	55,058	55,069	55,113
公共 下水道	整備人口	34,182	34,250	36,145	36,600
	普及率	62.1	62.2	65.6	66.4
	水洗化人口	31,549	31,779	33,265	35,219
	水洗化率	92.3	93.5	93.6	96.2
	処理面積	662.2	700.2	710.9	721.0
農業 集落排水	整備人口	1,075	974	公共下水道に編入	
	普及率	1.8	1.7		
	水洗化人口	888	849		
	水洗化率	91.2	90.9		
	処理面積	269.3	269.3		
合併処理浄化槽	整備人口	6,931	7,091	7,341	7,458
	普及率	12.6	12.9	13.3	13.5
その他の 集合処理	整備人口	1,859	2,038	1,927	2,018
	普及率	3.4	3.7	3.5	3.7
合 計	整備人口	44,265	44,353	45,294	45,709
	普及率	80.4	80.6	82.2	82.9

(注) 普及率 (%) = 整備人口 (人) / 行政区人口 (人)

※公共下水道施設概要

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度
公共下水道普及率 B/A (%)	62.1	62.2	65.6	66.4
水洗化普及率 C/A (%)	57.3	57.7	65.6	63.9
水洗化普及率 E/D (%)	86.2	86.4	87.8	89.0
行政区域内人口 A (人)	55,063	55,058	55,069	55,113
処理区域内人口 B (人)	34,182	34,250	36,145	36,600
水洗化人口 C (人)	31,549	31,779	33,265	35,219
下水道認可区域 D (ha)	768	810	810	810
処理面積 E (ha)	662.2	700.2	710.9	721.0
下水道管敷設 (km)	169.2	171.2	190.2	194.1

(注) H26までは農業集落排水の処理区域を除いた数値

資料：下水道課

資料：下水道課

※農業集落排水施設概要

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度
処理区域内人口 (人)	1,075	974	公共下水道に編入	
水洗化人口 (人)	888	849		
処理面積 (ha)	269.3	269.3		
下水道管敷設 (km)	17.2	17.2		

(注) H27以降は、公共下水道に編入された。

資料：下水道課

※し尿収集処理状況

(単位：kℓ)

年度	区分	総 収 集 量			総 処 理 量
		し尿収集量	浄化槽汚泥 処理量		
22年度		19,915	15,037	4,878	19,915
23年度		19,364	14,525	4,839	19,364
24年度		19,588	14,719	4,869	19,588
25年度		19,087	14,468	4,619	19,087
26年度		19,006	13,991	5,015	19,006
27年度		19,185	13,879	5,306	19,185
28年度		18,455	13,476	4,979	18,455

資料：環境課（盛岡地区衛生処理組合事業概要）

③ 害虫駆除

例年、住宅敷地内の樹木や街路樹などにアメリカシロヒトリなどの害虫が発生し、住民生活に不快感を与えている。また、スズメバチなどの蜂の相談も年々増加してきている。

アメリカシロヒトリの場合、多種多様な樹木に発生し、その旺盛な食欲で大きな被害が発生することが多いので、適正な剪定作業を行うとともに、被害木の早期発見と適正処理等を行うよう周知していく必要がある。

④ 上水道

滝沢市は、北東北の中核都市である盛岡市の北西部に位置し、昭和40年代後半より盛岡市のベッドタウンとして宅地開発が進み、平成12年2月15日には人口が5万人に達し、日本一人口の多い村となりました。その後、平成26年1月1日に市制移行し、平成29年5月末の人口は55,064人となっています。

「秀峰岩手山」由来の良質な地下水に恵まれていることもあり、上水道の普及は昭和50年と比較的遅く始まりましたが、その後三度の事業拡張を重ね、今日では市営簡易水道区域等を除く約50,000人の水需要を支えています。

水道水源は、当初岩手山麓由来の清流からの表流水が中心でしたが、その後の水需要増に伴い、より安心で豊富かつ、おいしい水を求め岩手山麓由来の地下水へ移行してきており、現在の給水量のおよそ96%を、塩素滅菌のみで供給可能な地下水源でまかなっています。

地下水源は3箇所（取水井計11本）で、それを水源とする塩素滅菌のみの浄水場が4箇所、表流水を水源とする浄水場が2箇所となっています。9箇所の配水池は全て岩手山麓側に点在しており、そこから低い位置にある市街地等へは地形に沿ってほとんどが自然流下で給水区域に送水可能とあって、配水ポンプなど動力の要らない自然に優しい水道となっています。

※ 給水普及状況

区 分		年 度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
上水道	給水区域内戸数	戸	18,185	18,614	18,952	19,382	19,794	20,107	20,245	20,486	21,118	
	給水区域内人口	人	49,120	49,631	49,912	50,318	50,871	51,189	51,211	51,313	52,306	
	給水戸数	戸	17,437	17,961	18,166	19,315	19,692	19,942	19,881	19,976	20,273	
	給水人口	人	47,100	47,890	47,842	48,449	48,905	49,043	49,463	50,035	50,213	
	普及率（戸数）	%	95.9	96.5	95.9	99.7	99.5	99.2	98.2	97.5	96.0	
	普及率（人口）	%	95.9	96.5	95.9	96.3	96.1	95.8	96.6	97.5	96.0	
簡易水道	給水区域内戸数	戸	547	547	546	648	669	714	732	712	711	
	給水区域内人口	人	1,503	1,503	1,502	1,782	1,839	1,749	1,744	1,682	1,658	
	給水戸数	戸	406	409	415	425	426	429	431	443	457	
	給水人口	人	1,124	1,124	1,123	1,168	1,171	1,180	1,185	1,218	1,256	
	普及率（戸数）	%	74.2	74.8	76.0	65.6	63.7	60.1	58.9	62.2	64.3	
	普及率（人口）	%	74.8	74.8	74.8	65.5	63.7	67.5	67.9	72.4	75.8	

資料：水道経営課

⑤ 保健・医療等

健康で生きがいのある生活を送ることは、市民全ての願いであり、人々が安心して、健やかに暮らす地域を形成するための基本となるものである。

少子高齢社会の進展や生活習慣病の増加等により、本市においても、全国及び県より低いものの、死亡率（人口10万対比）は、年々高くなってきている。

死因別死亡状況は、がん、脳血管疾患、心疾患の生活習慣病が約6割を占めており、特にがんによる死亡の増加が目立っている。

今後は、超少子高齢社会へと進展する中であって、本市においては、人口の伸びは鈍化したものの、減少に転じることは無く微増で推移し、着実に高齢化率が伸びてきており、新たな健康課題も生じてきている。

今後の健康づくりは、基本的な方向として個人の生活習慣や社会環境の改善を通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防や社会生活機能の維持・向上、社会参加の機会の増加を図ることで生活の質の向上を図り「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」の実現を目指す。また、市民一人ひとりが考える健康の実現を目指し、個人の主体的な取り組みとともに、地域や健康づくりに関係する団体、行政や関係機関等がそれぞれの役割を担い、みんなで健康づくりを推進していく事が望まれる。

更に、いつでも必要な医療が受けられるよう医療機関と連携し、医療サービスの充実、救急医療体制の整備を図っているところである。

さらに社会情勢の変化等に伴い、うつや自殺の増加が社会問題となっており、心のケアや相談窓口の確保、見守り体制の構築を充実強化していく必要がある。

※主要死因別死亡数及び率（人口10万対）

区分		年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		実数	率(%)					
総数		実数		392	373	363	417	441
		率(%)		723.0	682.7	659.3	755.1	795.1
全結核		実数		—	—	—	—	—
		率(%)		—	—	—	—	—
悪性新生物	総数	実数		119	102	115	113	142
		率(%)		219.5	186.7	208.9	204.6	256.0
	気管、気管支及び肺	実数		21	17	22	18	32
		率(%)		38.7	31.1	40.0	32.6	57.7
	胃	実数		10	13	15	11	12
		率(%)		18.4	23.8	27.2	19.9	21.6
	大腸	実数		14	14	16	18	16
		率(%)		25.9	24.3	27.8	32.6	28.8
	その他	実数		74	58	62	76	82
		率(%)		136.5	107.5	113.9	119.5	147.9
心疾患		実数		50	51	46	56	54
		率(%)		92.2	93.4	83.6	101.4	97.4
脳血管疾患	総数	実数		58	57	50	53	52
		率(%)		107.0	104.3	90.8	96.0	93.8
	内訳 (再掲：実数)	くも膜下出血		3	3	7	4	4
		脳出血		22	22	22	25	23
		脳梗塞		33	32	20	23	24
その他			—	—	1	1	1	
糖尿病		実数		4	10	2	3	6
		率(%)		7.4	18.3	3.6	5.4	10.8
高血圧性疾患		実数		1	1	—	2	1
		率(%)		1.8	1.8	—	3.6	1.8
肺炎		実数		21	28	27	26	30
		率(%)		62.7	51.3	49.0	47.1	54.1
肝疾患		実数		4	4	1	3	6
		率(%)		7.4	7.3	1.8	5.4	10.8
腎不全		実数		5	3	6	6	11
		率(%)		20.3	5.5	10.9	10.9	19.8
老衰		実数		21	23	25	40	25
		率(%)		38.7	42.1	45.4	72.4	45.1
不慮の事故	自動車事故	実数		3	2	2	1	2
		率(%)		5.5	3.7	3.6	1.8	3.6
	その他の事故	実数		14	14	11	15	7
		率(%)		25.9	25.6	20.0	27.2	12.6
自殺		実数		10	11	18	15	15
		率(%)		18.4	20.1	32.7	27.2	27.0
その他全死因		実数		82	67	60	84	90
		率(%)		116.2	122.6	109	152.1	162.3

資料：健康推進課

※各種検診実施状況（単位：人、％）

ア 胃がん検診（40歳以上）

年 度	対象者数	一次検診 受診者	受診率	要精 検者	要精検者 (把握分)	精検査 受診率	発見がん患者			
							男	女	計	率
23年度	14,971	4,212	28.1	274	245	89.4	5	4	9	0.21
24年度	15,121	4,443	29.4	281	247	87.9	1	3	4	0.09
25年度	13,835	4,473	32.3	287	266	92.7	3	2	5	0.11
26年度	13,320	4,506	33.8	360	313	86.9	5	1	6	0.13
27年度	13,221	4,555	34.5	230	208	90.4	1	4	5	0.11
28年度	13,199	4,395	33.3	224	198	88.4	4	2	6	0.14

イ 大腸がん検診実施状況（40歳以上）

年 度	対象者数	一次検診 受診者	受診率	要精 検者	要精検者 (把握分)	精検査 受診率	発見がん患者			
							男	女	計	率
23年度	21,764	5,727	26.3	308	256	83.1	6	4	10	0.17
24年度	20,719	6,315	30.5	316	278	88.0	9	2	11	0.17
25年度	19,614	6,385	32.6	327	287	87.8	8	3	11	0.17
26年度	19,330	6,361	32.9	314	269	85.7	8	10	18	0.28
27年度	19,172	6,573	34.3	359	310	86.4	7	6	13	0.20
28年度	18,919	6,500	34.4	331	293	88.5	5	9	14	0.22

ウ 子宮がん検診（頸部）（20歳以上女性）

年 度	対象者数	受診者数			受診 率	精密検査		
		集団	個別	計		精密検査対象者数	要精検 率	受診率
23年度	10,934	1,787	824	2,611	23.9	115	4.4	80.0
24年度	10,712	1,761	825	2,586	24.1	106	4.1	62.3
25年度	10,468	1,757	862	2,619	25.0	109	4.2	64.2
26年度	10,886	1,601	738	2,339	21.5	107	4.6	72.0
27年度	10,589	1,654	767	2,421	22.9	116	4.8	78.4
28年度	10,171	1,627	629	2,256	22.2	65	2.9	75.4

エ 乳房・甲状腺検診実施状況（40歳以上女性）

年 度	対象 者数	受診者数			受診 率	精密検査					
		集団	個別	計		乳房			甲状腺		
						要精 密検 査者 数	要精 検率	受診 率	要精 密検 査者 数	要精 検率	受診 率
23 年度	8,504	1,672	523	2,195	25.8	66	3.0	90.9	23	1.0	78.3
24 年度	7,964	1,571	548	2,119	26.6	64	3.0	84.4	35	1.7	71.4
25 年度	7,953	1,653	592	2,245	28.2	58	2.6	84.5	34	1.5	52.9
26 年度	7,279	1,452	479	1,931	26.5	72	3.7	91.7	21	1.1	61.9
27 年度	8,494	1,606	561	2,167	25.5	74	3.4	95.9			
28 年度	7,835	1,556	485	2,041	26.0	75	3.7	93.3			

※平成27年度より、乳房視触診検査及び甲状腺検診を廃止。40歳代には乳房超音波検査を開始。

才 肺がん検診実施状況（40歳以上）

年 度	対象者数	受診者数	受診率	要精検者	精 検 受診者	精 検 受診率	発見がん患者		
							男	女	計
23年度	12,557	4,804	38.3	65	57	87.7	0	0	0
24年度	14,654	4,913	33.5	145	127	87.6	1	1	2
25年度	14,684	5,117	34.8	151	134	88.7	1	0	1
26年度	14,025	5,155	36.8	148	132	89.2	3	1	4
27年度	13,932	5,487	39.4	165	146	88.5	2	2	4
28年度	13,962	5,397	38.7	183	167	91.3	0	0	0

(注) 平成22年度から結核検診は肺がん検診に統合されている

資料：健康推進課

(3) 利便性

① 交通

(ア) 道路

市内は高速交通体系に恵まれた環境にある。東北縦貫自動車道が本市を分割するように南北に走り、本市北東部には「滝沢インターチェンジ」、本市東南部には「盛岡インターチェンジ」が設置されており、現在、本市中央部に「滝沢中央スマートインターチェンジ」を整備中（平成31年完成予定）である。

一般国道については、本市東部を南北に縦断する国道4号、本市南部を東西に横断する国道46号、また、滝沢インターチェンジ付近から北に伸びる国道282号があり、いずれも東北縦貫自動車道のインターチェンジと直結している。

これらの国道は、県内有数の交通量となっているが、国道46号は、4車線化に整備済み、国道4号は、本市巢子の盛岡市境から本市砂込の岩手産業文化センター出入口付近までが4車線化されており、国道282号については、人口密集地域についてバイパス工事が施工され一部供用開始となっている。

県道については、広域的な主要地方道盛岡環状線が本市東部から中央部を通り南部に至り、また、県道盛岡滝沢線は、市役所付近から盛岡市街地へ至っており国道と同様に人的移動、物資輸送の重要な路線となっている。

市道は、平成28年度時点で1,352路線、延長にして505kmが走っており、主に住民の生活、産業活動に直結して使用されている。

今後の市道整備については、道路交通の一層の安全確保と円滑化に努めるとともに、活力とゆとりのある地域社会の形成のため道路交通網を体系的に整備する必要がある。

※道路整備の状況

(単位：km、%)

区分		年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国道	路線数		3	3	3
	延長		23.5	23.5	23.5
	舗装延長		23.5	23.5	23.5
	舗装率		100.0	100.0	100.0
県道	路線数		7	7	7
	延長		38.5	38.5	38.5
	舗装延長		37.7	37.7	37.68
	舗装率		97.8	97.8	97.8
市道	路線数		1,345	1,347	1,352
	延長		501.3	502.0	504.7
	舗装延長		429.0	430.1	430.4
	舗装率		85.4	85.5	85.5
合計	路線数		1,348	1,348	1,348
	延長		562.4	564	566.7
	舗装延長				
	舗装率				

(注) 資料：道路課 延長＝実延長

(イ) 鉄道

市内には、東部を IGRいわて銀河鉄道線が南北に、南部を JR 東日本の田沢湖線が東西に走っており、それぞれに巣子駅と滝沢駅、大釜駅と小岩井駅の4つの駅が設置されている。

滝沢駅は、地区住民の通勤、通学、買い物、通院等のほか近接する岩手県立大学及び盛岡大学の通学に利用されており、利用者数は IGRいわて銀河鉄道の駅の中で盛岡駅に次いで2番目となっている。

巣子駅は、地区住民の通勤、通学、買い物、通院等に利用されており、さらに自家用車と鉄道を乗り継ぐパーク・アンド・ライド方式の駐車場が併設されていることから、周辺地域の方々にも広域的に利用されている。

大釜駅は、地区住民の通勤、通学、買い物、通院等のほか近接する高校の通学、小岩井地区の小中学生の通学にも利用されている。また巣子駅と同様にパーク・アンド・ライド方式の駐車場が整備されていることから、周辺地域の方々にも広域的に利用されている。

小岩井駅は、地区住民の通勤、通学、買い物、通院等のほか盛岡西リサーチパーク、小岩井農場の玄関口として利用されている。また、駅舎及び駅前広場等の整備について地域より要望があり検討を行っている。

(ウ) 路線バス

市内のバス路線は、市内各地域から盛岡市中心部に向かう路線を主として盛岡駅方面から扇状に構築され、平成29年5月現在で平日一日当たり約800本の路線バスが運行されており、通勤・通学、買い物や通院などにおける重要な交通手段として利用されている。

しかし、人口減少やモータリゼーションの進展などにより路線バス利用者はピーク時の昭和40年代に比べて2～3割以下に落ち込み、国、県、市の補助に

より路線を維持している不採算路線が多く、加えて燃料高騰、車両維持管理費の増大、さらにはバス運転手不足により、路線を減便もしくは廃止を余儀なくされるなど、路線バスの維持・確保が重要な課題となっている。

そこで、近年は鉄道と連携した乗継きっぷ等の企画によるバス利用者の確保やダイヤ編成の見直しによる利便向上等の取り組みが行われている。

今後は、効率的かつ将来にわたり持続可能な路線バスの在り方を探求すると共に路線バス空白地域における公共輸送サービスを地域住民と協働で取り組むなど、行政、市民、交通事業者が一体となって様々な取り組みを通じた需要の喚起や利便向上を図り、市民の重要な足としてのバス路線の確保及び整備拡充を進めていくことが必要である。

(エ) 通信

本市では、住民に直接情報を伝達するメディアとして、現在市内120箇所に無線放送施設を設置しており、緊急情報やコミュニティ情報を提供しているが、今後予想される住宅地の増加にあわせて、新たな住宅団地等への施設の新設や、老朽施設の整備更新が必要となっている。また、本市は地域情報化を推進するため、電子政府への対応、インターネットを基盤とした住民への情報の提供の充実を図っていく。

(4) 快適性

① 公園

公園については、都市基幹公園として滝沢総合公園を整備しており、現在は、テニスコート・陸上競技場・野球場・総合公園体育館・修景施設等約19.2haを供用しており、また小規模な公園の多くは、開発行為等に伴うもの等で、市街化区域内の都市公園を中心に191箇所、総面積18.9haである。公園は、子供から高齢者まで全ての人の憩いの場・安全な遊び場・レクリエーションの場等々多様な機能を持っており、自治会等と連携して管理体制の確立を図り、良好な維持管理に努めて行く。

② 児童、高齢者福祉施設

わが国の少子化傾向は本市においても例外ではなく、年少人口比率は減少傾向である。また、近年は社会情勢の急激な変化とそれに伴う一人ひとりの価値観やライフスタイルの変容、さらに不安定な経済情勢などを背景として、子育てに関する意識が多様化してきているものと考えられる。このような状況において、次の世代を担う健全な子どもを育むための社会環境、家庭環境の再構築は早急に取り組むべき課題であり、保育園における特別保育の実施や放課後児童クラブ運営施設の改善などの事業を通じて、地域による子育て家庭支援を目指していく必要がある。

本市の高齢者福祉については、「滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、「豊かで健やかに安心して暮らせるまちづくり」を進めている。本市の65歳以上の高齢者人口は、平成28年度末現在で12,523人で総人口に対する高齢化率は22.72%となっている。介護予防施策を重点的に推進し、住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるように生活を支援していく必要がある。

また、高齢者が地域社会に積極的に参加できるように、生涯学習の推進や地域支援体制の強化も併せて推進していく。

(5) 文化性

① スポーツ推進

現代社会の変化に伴う心身の健康志向の高まりや家庭・地域の活力維持向上を図る運動・スポーツの役割、多様化する市民ニーズに対応したスポーツ環境づくりが重要です。

平成28年4月から施行された第1次滝沢市スポーツ推進計画に基づき、平成28年10月に成功裡に終幕した第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」の遺産（レガシー）の次世代継承と「する人 観る人 支える人」のスポーツライフの確立、市民総参画交流の機運醸成に努めています。

また、受け継がれてきた伝統の力と地域で活躍する若者たちが持つ若い新しい力の融合（ハイブリッド）で進めるスポーツ環境づくりと競技スポーツ振興・推進で、若者活躍支援による地域活性化を図っています。

子どもから高齢者まで全ての世代や初心者から競技スポーツ選手まで全ての市民がスポーツに親しむ地域づくり「みんなが主役のスポーツまちづくり」を展開しています。

② 生涯学習推進

今日、私たちが置かれている現代社会は、社会状況やライフスタイルの変化に伴い、地域課題や教育課題が日々多様化しています。

平成28年4月から施行された第1次滝沢市生涯学習推進計画前期基本計画「学びプランたきざわ」に基づき、市民の皆さんが、現代社会の変化に対応できる「生きる力」を培い、「学びによる感動とよろこび、幸福感が実感できる地域」をつくり、充実した人生を送るため「生涯学習による地域づくり」や「住民自治の深化」、「地域力向上」による「地域課題や教育課題を解決できる地域力基盤醸成」を図っています。

そして、「地域が人を育て、人が地域をつくる好循環」と「学びと活躍が結ぶ人と人とのつながり」による学びのネットワークづくりや「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点）」による地域課題解決支援学習機会の充実、次代を担う若者活躍支援、子どもから高齢者まで全てのライフステージを結ぶ学びの支援による「一人一人が学ぶよろこびを実感できるまち たきざわ」の実現を目指しています。

③ 芸術文化

市民一人ひとりが文化を享受し、親しみ、さらには芸術文化の担い手であることを認識できるよう、活動や発表機会の拡充等による芸術文化の振興を図る必要がある。

また、長い歴史の中で培われてきた文化財は郷土の歴史、伝統文化等の正しい理解のために欠かせないものであり、将来の文化発展の基礎となるものである。市内の文化財は、国指定の無形民俗文化財「チャグチャグ馬コ」をはじめとして、国指定の天然記念物1、国指定の名勝1、県指定の史跡2、県指定の無形民俗文化財1、市指定の考古資料3、無形民俗文化財3、史跡4及び天然記念物5となっている。また、湯舟沢遺跡をはじめとする多くの遺跡も存在し、これら市民の貴重な財産である文化財の保護と活用を図る必要がある。

名 称	概ねの位置	賦 存 状 況
国指定無形民族文化財 チャグチャグ馬コ(S53)	滝沢市 盛岡市	国の無形民俗文化財に指定
国指定天然記念物 岩手山高山植物帯(S3)	岩手山麓	国の天然記念物に指定
国指定名勝 イーハトーブの風景地鞍掛山(H17)	鞍掛山	国の名勝に指定
県指定史跡 日向一里塚	大釜地区	県の史跡記念物に指定
県指定無形民俗文化財 篠木神楽(H23)	篠木地区	県の無形民俗文化財に指定。 永年にわたり保存会により引き継がれてきた民俗芸能である。
市指定考古資料 大釜館遺跡7号溝跡出土土器19点	大釜地区	市の考古資料に指定、現在は市埋蔵文化財センターで保存している。
市指定無形民族文化財 川前神楽(S52) 滝沢駒踊り(S59) 大沢田植え踊り(S61)	川前地区 川前地区 大沢地区	それぞれ市の無形民俗文化財に指定。永年にわたり保存会等により引き継がれてきた民俗芸能である。
市指定史跡 餓死供養塔(4基)(S42) 追分けの碑(2基)(S54) 鹿角街道菊塚一里塚(S56) 湯舟沢環状列石(H8) 八幡館山遺跡(H22)	白石地区 巢子地区 加賀内地区 元村地区 大釜地区	それぞれ村の史跡に指定されたものである。
市指定天然記念物 田村神社のスギ、カツラ(S42) 春子谷地湿原植物群落(S44) 角掛神社の五竜のフジ(S53) 山神神社のクリ・スギ・ベニイタヤ(S54) チョウセンアカシジミ(S62)	篠木地区 姥屋敷地区 元村地区 姥屋敷地区 巢子地区	それぞれ市の天然記念物に指定し保存している

注) () は指定された年。

第10 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現状

1 林業の概況

本市の森林面積は、市の総面積18,246haのうち41.0%にあたる7,487haを占めており、そのうち国有林が1,832ha(24.5%)で、その他は民有林で5,655ha(75.5%)となっている。

民有林5,655haの内訳は、県有林が54ha(0.7%)、市有林が702ha(9.4%)、独立行政法人等が314ha(4.2%)、個人・法人が4,584ha(61.2%)となっている。

林家戸数は368戸、林業経営体は37となっている。

森林の量から質への充実を図るため、間伐の積極的な推進と森林の公益的な機能を高めるための整備を図る必要があり、長伐期・複層林施業、広葉樹施業の積極的推進が求められている。

保有形態別森林面積（平成27年度）

保有形態		森林面積	比率 (森林面積に占める割合)
総数		7,487ha	100%
国有林		1,832ha	24.5%
公有林	県有林	54ha	0.7%
	市有林	702ha	9.4%
	計	756ha	10.1%
私有林	個人・法人	4,584ha	61.2%
	独立行政法人等	314ha	4.2%
	計	4,898ha	65.4%

資料：2015年農林業センサス、北上川流域森林計画、滝沢市森林整備計画（平成27年度樹立）

(1) 森林資源の概況

民有林の林齢構成は、人工林では10歳級以上が全体の7割、天然林では7歳級以上が全体の9割程度となっており、人工林、天然林とも本格的な利用期を迎えることから、資源の有効活用と伐採後の再造成を計画的に実施していくことが重要となる。

(2) 林業施業の共同化促進に関する事項

最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業経営費の上昇、労働力の高齢化等諸条件の悪化から、造林事業、幼齢林の保育施業は停滞してき

ており、適正な整備が必要となってきた。本市の森林保有形態は5ha未満の所有者が全体の約7割と小規模経営が多いことから、林業は農業と複合経営によって支えられているのが現状である。こうした中で、森林組合への作業委託が一部行われているものの、大部分の森林が施業未実施の状況となっている。

このような状況を改善するため、地域内の森林所有者間の連携を深め、森林施業の必要性を相互認識して、地域ぐるみでの施業への取組みをするよう促し、林業経営の合理化と森林施業の共同化を促進する必要がある。

(3) 林業施業の合理化に関する事項

本市には小規模所有者が多いため、大型機械を導入した場合それに見合うだけの安定的な事業量の確保が困難なことから、小型機械が主体であり、機械化は立ち遅れている状況にある。

機種としては、保育・地柵え等はチェーンソーや刈払機を、下刈り及び除伐に刈払機を使用している。また、伐倒造材は、チェーンソーにより作業が行われ、小型トラクター及び林内作業車により搬出されている。

今後は、本地域の林業を取り巻く環境や諸条件を改善し、木材の安定的な供給を図り、地域林業の振興を促進するためには、木材需要の動向を的確に把握し、森林施業にかかる作業体系を確立して労働力の軽減等を図り、経費の削減や生産性の向上のための対策を協力で推進する必要がある。

このため、北上川上流流域森林林業活性化センターの方針に基づき、新たな林業機械化システムの普及と、森林組合等事業体との連携を図り、地域の産業として自立し得る林業を確立するため、地形や作業条件等に適した高性能林業機械の導入を促進する。

(4) 林業従事者の養成及び確保に関する事項

近年の社会情勢及び盛岡市に隣接しているという本市の地理的条件が相まって、若年労働者が農林業以外の他産業へ流出し、専業林業家が激減する一方、森林組合や木材業者等の林業事業体への新規就労者は少なく、林業従事者の減少と高齢化が急速に進行している。

林業従事者の減少の要因については、木材価格の低迷等林業を取り巻く環境が依然として厳しいこと、賃金や社会保障制度をはじめとする労働条件が他の産業と比較して遅れていること、林業収入は通念的に安定した現金収入が見込めないこと、労働者の意識の改革による労働・生活に対する価値観の変化等が挙げられる。

これらの課題については地域全体で取組み、今後増大すると思われる森林施業や事業量に対応できる体制を確保する必要がある。

そのため、北上川上流流域森林林業活性化センターと連携して、林業従事者の育成及び確保のための諸施策を積極的に推進する。

(5) 作業路網等の整備に関する事項

間伐、保育等の森林施業を適正に行うためには、森林施業を効率的かつ計画的に推進し、生産コストの軽減を図るため、林道を補完する作業路等の基盤整備が必要である。特に、作業路網は、間伐、保育等の森林施業の適正な実施と林産物の搬出経費の軽減及び労働力の省力化を図るために欠かせない生産基盤であることから、整備に当たっては、林地保全、自然環境保全等を考慮しながら、森林施業の円滑化や高性能林業機械の導入に配慮した線形等を考え、必要に応じて整備する。

(6) 林産物の生産流通加工施設の整備に関する事項

特になし

(7) 林業生産の特用林産物の動向

特用林産物の生産状況は次の表の通りであるが、主たる林産物はしいたけであり、林業構造改善事業による乾燥施設の有効利用を図り、生産の振興を推進する。

【特用林産物の生産状況】

(単位：kg)

	しいたけ		なめこ	ひらたけ	くり	くるみ	木炭
	生	乾燥					
生産量	3,000	1,000	0	0	0	0	0

(注) 資料：平成27年特用林産物統計表

2 農業振興と林業振興との関連に関する現状と問題点

本市の林業経営は、低迷する木材需要と都市近郊という地域的要因により低迷しており、活性化の意欲と森林資源の利用度は低い。

かつては、森林を開拓し農地として活用してきたが、近年、森林の有する水源かん養・国土保全機能の重要性が見直されており、今後はこれらの機能を維持し、自然と調和の取れた活用を図っていく。

また、広葉樹の育成、天然林施業を積極的に導入し、間伐材をしいたけ等の生産資材として利用を増進するほか、木材生産や保健休養など多面的な森林の活用を目指し資源の育成、確保に努める。

3 林業の振興に関する諸計画の概要**(1) 滝沢市森林整備計画（平成28年4月1日から平成38年3月31日）**

森林の荒廃防止と森林資源の保持培養及び森林生産力の増大を図るための、計画的かつ合理的な森林施業を図ることにより、森林所有者の所得増大に資する。

(2) 北上川上流地域森林計画（平成28年4月1日から平成38年3月31日）

地域（滝沢市、盛岡市、矢巾町、紫波町、岩手町、雫石町）が一体となって、森林の持つ経済的機能と公益的機能との調和を保ち、それぞれの機能が高度に発揮される多様な森林づくりを進めるとともに、豊かな森林資源を基盤に、生産から加工・流通に至る一貫した県産材の安定供給体制を整備し、来たるべき国産材時代をリードする活力ある地域林業の確立を図る。

第11 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合わせ等の実施状況

無秩序な宅地開発、工場等の進出による騒音・悪臭、廃水、また近年増加している産業廃棄物の処理等に起因する諸問題を未然に防止するため、開発者との間に各種協定・覚書を締結して生活環境の保全に努めている。

1 協定制度の実施状況

名 称	地区名 (対象)	締結時期	有効 期間	参 加 者	内 容	備 考
滝沢市宅地等 開発指導要綱 に基づく協定	全域	昭和48年度から 平成23年度 (随時) 264件	永久	宅地等開発者	無秩序な宅地等の 開発を防止し、総合的な 開発を図るための 協定	
公害防止協定	全域	昭和45年度から 平成28年度 (随時) 23件	永久	企業等事業者	企業等の事業活動に伴う 公害を未然に防止し、 地域の住民の健康と生活 環境の保全を図るための 協定	
滝沢市産業廃 棄物処理施設 等設置にかかる 事務処理要領 に基づく覚書	全域	昭和61年度から 平成28年度 (随時) 9件	永久	産業廃棄物等施設 設置者	産業廃棄物処理施設等の 事前協議に伴って合意 した事項の実行性を確保 するための覚書	

(注) 資料：都市計画課、環境課

2 交換分合

(1) 実施状況

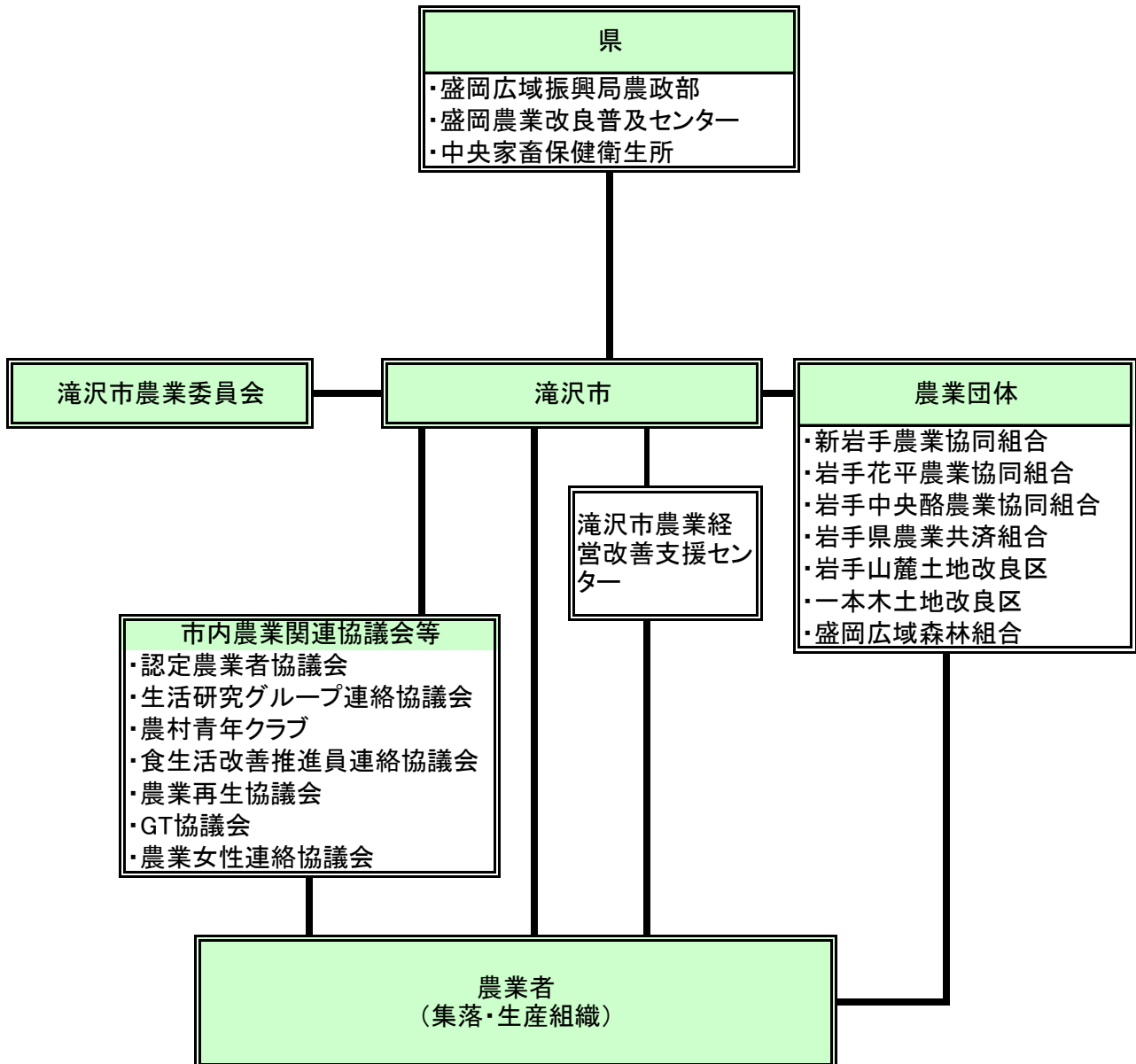
実績なし

(2) 今後の見通し

農業振興地域における自然的、経済的、社会的諸条件に配慮、農業上の土地利用と調整を図るため、必要に応じて交換分合制度の導入を検討、農用地の集団化及び農用地として利用すべき土地の確保に努める。

第12 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

1 推進体制図



2 市の財政状況

単位:千円

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳出合計(A)	15,533,675	15,731,079	17,556,905	18,039,972	19,178,434
農業関係費(B)	457,292	335,659	371,792	384,382	297,348
農業関係事業 市負担金 一般財源	377,259	263,260	278,272	272,110	210,093
(B)／(A) %	2.94	2.13	2.12	2.13	1.55
財政力指数	0.56	0.54	0.55	0.55	0.56
実質収支比率(%)	3.3	3.6	3.6	3.9	3.3
実質公債費比率(%)	9.0	7.5	6.7	6.4	6.9
経常収支比率(%)	83.9	85.4	88.0	90.2	92.2

(注)資料:市財政課

3 その他参考となる事項

(1) 農家等意向調査結果(平成29年5月実施)

単位:人

① 農業後継者の有無について

	いる(農業に従事している)	いる(農業に従事していない)	いる(在学中)	いない	未定	その他・無回答	回答合計
人数	78	264	6	9	139	392	888

② 農業を行う上で特に必要と思われる事項に関する意向(複数回答有り)

	ほ場整備	農道の整備	農業用排水の整備	農産物加工施設の整備	農産物直売所の整備	農業用機械の共同利用等生産の共同化	農業用施設・機械の導入	農地の利用集積
人数	100	129	129	38	54	114	68	109
	生産拡大に必要な融資の充実	新品種や新技術の開発・普及指導	減農薬等環境にやさしい農業をすすめる	地域に適合した特産化できる農産物の生産	都市住民との農作業体験等交流	生活環境の整備	その他・無回答	回答合計
人数	30	57	122	104	32	60	19	1,165

③ 地域農業の発展のために必要と思われる事項に関する意向（複数回答有り）

	農道・用排水路等維持管理費への支援	組織化や法人化育成指導体制の強化	就農希望者への相談・情報提供・研修への支援	農業の担い手の確保・育成	担い手への農地利用集積による経営規模拡大の支援	家族経営協定の啓発による女性農業者の育成	レベルアップを図るための栽培技術の指導	直売所・観光農園等を新たに導入する際の支援
人数	219	151	115	278	119	35	103	86
	農産物及び農産加工品のブランド化への支援	その他・無回答	回答合計					
人数	95	166	1,136					

④ 集落や地域を住み良くするために必要と思われる事項に関する意向（複数回答有り）

	道路整備	交通安全施設	通学用歩道	スクールバス	防火・防災施設	病院	都市との交流	上水道
人数	273	46	122	11	42	101	49	30
	下水道	子供の遊び場	公園・広場	集会施設	スポーツ施設	文化娯楽施設	し尿・ゴミ処理施設	働く場
人数	185	51	46	40	29	43	35	195
	その他・無回答	回答合計						
人数	42	1,340						

⑤ 農業振興地域農用地区域に関する意向

	農業を守るために農用地区域を拡大すべき	今のままでよい	農用地区域を縮小し、農業以外の開発をすべき	その他	無回答	回答合計
人数	43	303	371	39	135	891

滝沢農業振興地域整備計画書

発効日 平成 30 年 3 月
発行 滝沢市 経済産業部 農林課
〒020-0692
岩手県滝沢市中鶺飼 55
TEL 019-684-2111